

平成30年第3回(定例)  
須恵町議会会議録

平成30年9月4日

平成30年9月10日

平成30年9月14日

議会事務局

# 目 次

第 1 号 ( 9 月 4 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町 長 諸 報 告	5
議 会 報 告	9
議案第 53号	13
議案第 54号	14
議案第 55号	14
議案第 56号	15
議案第 57号	15
議案第 58号	16
議案第 59号	17
議案第 60号	18
議案第 61号	19
議案第 62号	20
議案第 63号	21
議案第 64号	22
議案第 65号	23
議案第 66号	23
議案第 67号	24
議案第 68号	25
議案第 69号	27
議案第 70号	28
報告第 2号	28
報告第 3号	29
諮問第 1号	30
諮問第 2号	31
散 会	31

第 2 号 ( 9 月 10 日 )

議 事 日 程	32
本日の会議に付した事件	32
出 席 議 員	32
欠 席 議 員	32
議会事務局職員出席者	32
説明のため出席した者	32
開 議 宣 言	33
6 番 議員 田ノ上 真	33
1 番 議員 児玉 求	42
14 番 議員 今村 桂子	45
7 番 議員 松山 力弥	58
散 会	62

第 3 号 ( 9 月 14 日 )

議 事 日 程	63
本日の会議に付した事件	64
出 席 議 員	65
欠 席 議 員	65
議会事務局職員出席者	65
説明のため出席した者	65
開 議 宣 言	66
発議第 2 号	67
議案第 53 号	71
議案第 54 号	74
議案第 55 号	75
議案第 56 号	76
議案第 57 号	76
議案第 58 号	77
議案第 59 号	80
議案第 60 号	81
議案第 61 号	82
議案第 62 号	84
議案第 63 号	85
議案第 64 号	86
議案第 66 号	88
議案第 68 号	89

議案第 69号	91
議案第 70号	92
請 願	93
委員会の閉会中の継続調査について	96
議員の派遣について	96
閉 会	97

議事日程(第1号)

平成30年9月4日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第53号 平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第54号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第55号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第56号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第57号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第58号 平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第59号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第12 議案第60号 須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第61号 須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第62号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第63号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第64号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第65号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第66号 自治功労者の推戴について
- 日程第19 議案第67号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第20 議案第68号 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第69号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第70号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 2 3 報告第 2 号 平成 2 9 年度須恵町健全化判断比率の報告について  
日程第 2 4 報告第 3 号 平成 2 9 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について  
日程第 2 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について  
日程第 2 6 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 町長諸報告  
日程第 4 議会報告  
日程第 5 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 6 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 7 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 8 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 9 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 1 0 議案第 5 8 号 平成 2 9 年度須恵町水道事業会計決算の認定について  
日程第 1 1 議案第 5 9 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について  
日程第 1 2 議案第 6 0 号 須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について  
日程第 1 3 議案第 6 1 号 須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について  
日程第 1 4 議案第 6 2 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第 1 5 議案第 6 3 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第 1 6 議案第 6 4 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
日程第 1 7 議案第 6 5 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 1 8 議案第 6 6 号 自治功労者の推戴について  
日程第 1 9 議案第 6 7 号 須恵町教育委員会委員の任命について  
日程第 2 0 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）

- 日程第21 議案第69号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第22 議案第70号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 日程第23 報告第2号 平成29年度須恵町健全化判断比率の報告について  
 日程第24 報告第3号 平成29年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について  
 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について  
 日程第26 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

---

出席議員（14名）

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

---

欠席議員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	吉松 辰美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。台風21号は、それよったごたあですが、ことしは台風の数が非常に多いようで、福岡のほうには、まだ寄っていませんけど、寄っていないおかげで雨が少なく、池の水が干上がりよるごたあですね。じゃけ、もう少しすると、水道関係に問題が出てくるんじゃないかと思います。

ただ、議員としての災害防災マニュアルをつくっていますんで、6月当初本会議でも申しましたけど、読んでいない方がおってありました。無駄のない議員として行動してもらいたいと思いますんで、よろしくをお願いします。

開会前に、広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思いますので、よろしくをお願いします。

ただいまから、平成30年第3回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。

平成30年第3回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

8月29日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成30年第3回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回提出された議案は18件、報告2件、諮問2件、請願1件で、ほかに町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

委員会付託につきましては、決算審査特別委員会6件、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会3件、文教厚生委員会6件で、決算認定に伴う議案第53号から議案第58号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題といたします。

議案第65号、議案第67号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

なお、議案第66号につきましては、申し合わせにより、総務建設産業委員会に付託します。

会期は、本日9月4日から14日までの11日間としております。

次に、日程についてですが、10日午前9時より一般質問、終了後、全員協議会、11日、各常任委員会前に、午前9時より工事現場視察を行います。14日、最終本会議終了後に、広報特別委員会を開催いたします。

以上をもって、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月14日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月14日までの11日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番議員、6番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 9月本会議を招集しましたところ、議員各位全員参加のもと、当初本会議を迎えられましたことを心から感謝申し上げます。

それでは、5件、ちょっと長くなるかもしれませんが、町長報告をさせていただきます。

#### **平成29年度一般会計決算について**

まず初めに、平成29年度の一般会計決算についてでございます。

平成29年度一般会計決算につきましては、歳入総額88億4,149万9,620円に對しまして、歳出総額は85億183万5,156円、歳入歳出差し引き額は3億3,966万4,464円でございます。前年度決算額に對しまして、歳入は1.6%、歳出は1.8%の減となっております。

財政構造の弾力性を示します経常収支比率につきましては、88.6%から86.7%へ、1.9ポイント改善したわけでございますが、これは経常一般財源収入の町税の増や、支出では一部事務組合の負担金の減などが経常収支比率の改善の大きな原因であると考えております。

では、具体的に歳入から申し上げます。

町の自主財源の約7割を占めております町税でございますが、29億4,704万円となっております。主に、人口の増加に伴う納税義務者の増加、及び給与所得など合計所得の増加などにより税収が伸びており、町税全体では2.9%の増となっております。

次に、本町予算の約2割を占めます地方交付税は19億4,539万円でございます。率にいたしまして、2.7%の減となっております。人口や事業所等の増加により町税収が増加したため、交付税が減額になったものと分析しております。

次に、歳出でございます。

まず、人件費ですが、12億3,703万円。3,084万円の増額でございます。率にいたし

まして、2.6%の増でございます。

職員数につきましては、28年度末の退職者が8名、29年度の採用は、一般事務8名、保育士2名、再任用5名の計15名で、7名の増となっております。

次に、普通建設事業費でございますが、7億6,590万円。アザレア幼稚園の建設や文化会館空調更新工事など大きな事業が終了しましたので、対前年度より32.6%の減でございます。

平成29年度の主な事業としましては、補助事業では、須恵東中学校の大規模改造、城山団地の道路改良のほか、第三学童保育所の施設整備などを施工いたしました。単独事業では、城山防災会館建設のほか、旅石地区水路改良工事などを行いました。

次に、繰出金でございます。

平成29年度の特別会計への繰出金は12億3,841万円で、4,119万円の増額でございます。率にしまして、3.4%の増でございます。

主なものとしたしましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ約6億7,116万円、公共下水道事業特別会計へ約2億6,849万円、介護保険事業へ約2億5,418万円の繰り出しでございます。

なお、財政調整基金、減債基金につきましては、寄附金、利子及び不動産売り払い収入など、2,637万円を積み立てております。

基金の取り崩しにつきましては、当初予算では、財政調整基金5億1,000万円を繰入金の前予算として計上していましたが、最終的には財源不足による取り崩しはございませんでした。

財政調整基金、減債基金を合わせましたところの平成29年度末の基金残高は、26億605万円となっております。

今後、多くの公共施設の整備、更新等が控えておりまして、財源の確保が最も懸念されるところでございますが、議員の皆様、町民皆様方の御理解と御協力を今後ともお願い申し上げる次第でございます。

最後に、議案の提出に合わせまして、財政健全化法に伴います財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見をつけまして御報告いたしておりますが、両比率につきましては、昨年度に引き続き、正常の範囲内であることを申し添えておきます。

#### 平成29年度水道事業会計決算について

次に、平成29年度の水道事業決算についてでございます。

平成29年度は、年間を通して見ますと、少雨であったものの、水の安定的な供給ができたと思われれます。

平成29年収支は、消費税抜きで、水道事業収益が6億1,073万164円に対しまして、同費用は5億1,970万4,465円でした。

収入面では、主な収入であります給水収益が増加しており、これは人口の増加によるものですが、一方、長引く不況感、節水意識の浸透などマイナス要因により、水需要は人口の増加率に比べて伸び悩みが生じております。費用面では、主に減価償却費が大幅に減少したため、昨年度に対しまして約3,600万円の減となっております。

その結果、当年度純利益9,102万5,699円の黒字決算となりました。今まで以上に経常経費の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に供給できますよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

### 小中学校空調設備の整備について

次に、小中学校の空調整備についてでございます。

空調設置につきましては、これまで3回の一般質問がなされ、そのたびに気温問題だけでなく、環境問題で窓もあけられないような状況になれば設置の必要があるということで答弁してまいりました。

近年の気象状況を考慮して、小中学校普通教室に扇風機を設置し、暑さ対策に取り組んできました。また、特別教室等にエアコンの設置を随時行ってきたところであります。

しかしながら、ことしの異常気象は殺人的な猛暑と報道されるほどであり、気象庁による最高気温は、岐阜県で41度を記録し、1978年から始まった観測史上1位の値となっております。福岡でも、久留米市で39.5度を記録するなど、猛烈な暑さが続いています。愛知県では、小学校1年生の児童が校外活動から戻った後、容態が急変し、熱射病による死亡が発生しております。

このような事態を受け、菅官房長官が某テレビ番組の中で、猛暑に関し、クーラーが設置できていないところは早急に設置しなければならないと述べられ、全国の小中学校のエアコン設置のため、政府補助を検討する考えを示されております。

また、文部科学省統計調査で、公立の小中学校でございますが、エアコン設置率の結果が出され、福岡県では平成24年度設置率28%であったものが、平成27年度調査では69%までになっており、急速にエアコン設置が進んでいることがうかがえます。3年間で約4割増加したことになります。

しかし、30%の小中学校が未設置となっている背景には、財政的な事情によるものが影響しているのではないかと考えられます。

当町におきましても、財政事情非常に厳しい状況であります。文部科学省交付金補助対象事業として採択されるならば、5校一斉にエアコンを設置したいと考えております。

これにつきましては、須恵町だけではなく、糟屋地区で未設置の篠栗町、久山町、宇美町と4町で検討の結果、足並みをそろえたところで国庫補助採択に向け進めようという意見が一致しまし

て、糟屋地区として文部科学省に要望したところでございます。

先ほどの政府のエアコン設置補助について検討の考えというところから、早速、学校施設環境改善交付金申請の2次募集があっており、平成31年度実施予定、または平成30年度に実施することが可能な地方公共団体について調査が実施されております。

毎年11月に、6月に申請に漏れた地方公共団体に対して追加募集がされておりますが、本年は異例の対応で、申請していない地方公共団体も追加募集の対象となっており、さらに前倒して8月の申請となっております。

本町も乗りおくれることなく、国の補助を積極的に活用するため、概算ではありますが、平成31年度採択のための申請をしております。国庫補助の採択がなければ、この事業の実施は困難であります。採択になれば、すぐに事業を進めることができるよう早急な準備が必要となるため、事業実施に向け、現在調整しているところでございます。

事業の概要は、エアコンの設置教室数が、小学校が116教室、中学校が87教室、合計203教室で、児童生徒が使用する教室に設置する予定です。また、既に設置済みで経年のものについても、入れかえを予定しております。

工事概算額は約3億数千万円となり、多額の費用を投入し、全教室に設置することになるわけですが、小中学校空調設備設置工事設計業務委託の補正予算を8月臨時議会において承認いただいております。直ちに実施設計委託の入札を行います。そして、工事請負額を試算することとしております。

この学校施設環境改善交付金は3分の1の補助率となっており、残りの額については地方債を充てたいと考えております。財政調整基金の取り崩しが必要となるため、今後の財政状況が厳しい状況になりますが、須恵町の将来を担う子どもたちの環境保全を考えると、かえがたいものがあると考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

#### **西日本豪雨災害に係る支援について**

次に、西日本豪雨災害に係る支援についてでございます。

平成30年7月に発生しました西日本豪雨災害におきまして、被災されました方々に心からお見舞い申し上げます。

さて、本町では、被災されました市町村への人的支援といたしまして、8月8日から16日までの9日間、健康福祉課の女性職員1名を愛媛県宇和島市に派遣し、罹災証明書受け付けなどの住宅支援業務を行ってまいりました。

被害発生から2カ月がたとうとしておりますが、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げますとともに、今後も積極的に支援活動を行ってまいりたいと考えております。

#### **庁舎1階フロアの改修について**

最後に、庁舎1階フロアの改修についてでございます。

本庁舎の1階には、住民課、健康福祉課、税務課、出納課が業務を行っておりますが、建設から30年が経年しており、住民目線でわかりやすく、優しい、迷うことなくスムーズに手続きができる窓口を目指し、改修業務を実施いたします。

ユニバーサルデザインを取り入れた窓口のサインやカウンターなどの配置を見直すことで、窓口業務の効率化及び住民サービスの向上を図ってまいります。

詳細につきましては、担当のほうから詳しく全員協議会で御説明申し上げます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

---

#### 日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

平成30年8月2日、古賀市役所会議室において、第2回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

日程第5、第4号議案平成30年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）について、歳入歳出の予算補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ315万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,232万8,000円とすることで、原案どおり賛成多数で可決されました。

日程第6、第5号議案平成29年度北筑昇華苑組合会計決算の認定について、歳入総額3億1,499万2,028円、歳出総額2億5,788万6,072円、歳入歳出差し引き額5,710万5,956円。

決算の内容について詳細な説明がなされましたが、歳入金額の増について質問があり、事務担当者より、2款1項1目使用料1節葬祭場使用料で、火葬件数と待合室使用料の増加と、6款1項1目1節雑入、有価物売却益が大きな要因ですということの説明があり、全員賛成で可決されました。

また、組合長より、現在、駐車場のスペースが厳しい状況なので、駐車場の増設設計を行う旨の報告がありました。

なお、詳細につきましては、議員控室に置いておりますので、御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が開催されましたので報告をいたします。

去る8月20日、平成30年第2回定例会が開催されました。

組合長報告ですが、し尿処理施設「酒水園」については、放流水は安定した水質が維持されており、平成29年度の搬入量は1万2,449キロリットルのし尿を処理し、順調に処理業務が行われています。

しかし、施設は昭和57年より稼働し、36年が経過し、老朽化が進んでいる現状で、点検、維持補修を繰り返しながら延命化対策を図っています。

クリーンパークわかすぎの運営・管理については、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働しており、RDF施設においては、平成29年度1年間で約4万1,907トンの可燃ごみを処理し、約2万4,100トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しました。

リサイクルプラザでは、約2,620トンの不燃・粗大ごみを処理しており、そのうち有価物として、アルミ缶・スチール缶合わせて145トン、ペットボトル183トン、破碎鉄・2級鉄・アルミ缶等399トンを搬出し、約3,929万円の売却益が出ています。

大牟田リサイクル発電関連については、去る6月28日、株主総会が行われ、報告事項として、当期の経営面でRDF処理委託料収入が前期より増加したのに、売電収益及び売上高が減少したのは、買い取り価格の高いバイオマス発電の売電量の減少によるものである。結果、当期純利益は前期比1億1,238万2,000円減の1億3,943万9,000円の計上となり、繰越利益剰余金は9億4,266万4,000円となっています。

事業延長に関する地元対策事業については、平成28年度から平成30年度までの3年間で行うこととなっており、平成29年度は、旧ダイフク跡地廃棄物撤去作業や井堰改修工事等に1億957万8,880円の周辺環境整備を行い、平成30年度で事業終了すると報告がっております。

続きまして、議案第6号、お手元にありますタブレットをごらんください。

平成29年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額21億9,519万6,650円、歳出総額19億8,549万7,872円で、歳入歳出差し引き残高は2億969万8,778円で、須恵町の分担金は4億2,858万9,000円、3町分担金総額の30.4%となっています。全員賛成で可決しています。

議案第7号平成30年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入のみの補正で、前年度繰越金の確定に伴う構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町、2町の受託事業収入の減額となっており、須恵町負担金については、5,111万1,000円の減額となっています。全員賛成で可決しています。

以上です。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） おはようございます。粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成30年8月28日に、粕屋南部消防本部において、第3回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第11号粕屋南部消防組合例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例の制定については、消防組合例規集の精査業務を行い、条例に用いる用字・用語等について、国法に準じた取り扱いをすることから、期限付きの条例を制定することにより所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第12号、契約については、粕屋南部消防組合中部消防署庁舎及び糟屋郡自治会館の合同庁舎の改修工事で、契約の方法、指名競争入札、契約金額、8,953万2,000円、契約の相手方、株式会社飯田工務店代表取締役小山田義人氏となっており、全員賛成で可決しました。

議案第13号平成29年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書で、収入総額23億5,705万4,708円、歳出総額23億3,427万5,165円、歳入歳出差し引き額2,277万9,543円、実質収支も同額となっており、全員賛成で認定しました。

議案第14号平成29年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、実質収支に関する調書で、歳入総額5,233万9,518円、歳出総額3,695万2,102円、歳入歳出差し引き額1,538万7,416円、実質収支も同額となっており、公債費の支出額830円についての質問があり、毎年12月から翌年2月の間に普通預金の残高が減少するため、職員給与支払いのための一時借入金の利子であるとの回答で、残高の減少は、収入時期がおくれる12月から翌年2月までのインフルエンザ患者による使用料で解消されるということです。以上、全員賛成で認定しました。

一般質問では、宇美町の小林征男氏が、はしご車のオーバーホールで、安全基準と整備内容についての質問があり、ポンプ車の販売業者に点検を出しており、1回目は7年後、2回目は5年後、3回目は5年後、最後は平成35年まで部品交換ができるように契約しているとのこと。な

お、はしご車の交換期限は、大体20年となっているとの回答です。

また、はしご車の更新で、車種、整備の方法についての質問では、はしご車は15階建てのベランダまで届く40メートルの高さまで、15メートル以上の建物が10戸以上ある地域に最低1台は必要であり、緊急出動で20分くらいで到着しなければならない。はしご車のワイヤロープは4年から7年、または1,000時間使用で交換が義務づけられている。ポンプの整備は、ポンプを買ったメーカーでの整備が必要であるとの回答でした。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告をさせていただきます。

平成30年8月30日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第2回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

議案第6号平成30年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正（第1号）予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,136万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億2,448万円とするものでございます。

主なものは、歳入において、4款2項財産物売り払い収入で、生産物売り払い収入1,755万8,000円の増額。歳出においては、3款1項林業費で、宮若事業区の造林事業委託料3,329万5,000円の増額となっており、全員賛成で可決いたしました。

議案第7号平成29年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入総額1億1,783万8,865円、歳出総額7,302万5,079円、歳入歳出差し引き額4,481万3,786円となっておりまして、全員賛成で認定いたしました。

議案第8号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合組合長の選挙については、組合長篠崎久義氏の辞任に伴う後任の組合長の選挙で、須恵町の中嶋裕史氏が当選されました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、事前に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なし

と認めます。

これより、議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案第53号から議案第58号の6議案は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決しました。

---

日程第5. 議案第53号

日程第6. 議案第54号

日程第7. 議案第55号

日程第8. 議案第56号

日程第9. 議案第57号

日程第10. 議案第58号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第55号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉会計管理者。

○会計管理者（今泉 俊裕） おはようございます。それでは、議案第53号から議案第57号までの平成29年度須恵町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、一括して御説明申し上げます。

なお、先ほどの町長の諸報告と一部重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いいたします。

また、監査委員による決算審査につきましては、去る7月17日から7月30日まで実施されてきて、意見書を提出していただいておりますので、決算の内容、主な財政指標等、後ほど御参照いただきたいと思います。

初めに、議案第53号平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、別冊の平成29年度須恵町歳入歳出決算書をお願いいたします。決算書の2ページ、3ページでございます。歳入の主な構成比を申し上げます。1款町税は歳入全体の33.3%、6款地方消費

税交付金 5.3%、9 款地方交付税 22.0%。次の 4 ページ、5 ページの 13 款国庫支出金 11.4%、14 款県支出金 8.6%、17 款繰越金 3.6%、20 款町債 7.5%で、収入済額合計の予算現額に対する収入率は 100.1%、調定額に対する収入率は 98.3%となっております。

次に、6 ページ、7 ページの歳出でございます。

歳出の主な構成比を申し上げます。2 款総務費は歳出全体の 10.9%、3 款民生費 41.3%、4 款衛生費 11.0%、8 款土木費 7.8%。次の 8 ページ、9 ページに移りまして、9 款消防費 4.9%、10 款教育費 12.9%、12 款公債費 6.6%となっております。支出済額合計の予算現額に対する執行率は 96.2%です。

次の 10 ページでございます。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 88 億 4,149 万 9,620 円に対して、歳出総額 85 億 183 万 5,156 円で、歳入歳出差引額、形式収支は 3 億 3,966 万 4,464 円で、実質収支額も同額です。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支は 8,036 万 6,824 円の黒字ですが、これになお黒字要素の財政調整基金への積立額 2,608 万 2,060 円を加え、赤字要素であります財政調整基金からの取り崩し額 277 万 7,060 円を差し引いた実質単年度収支も、1 億 367 万 1,824 円の黒字となっております。

次に、議案第 54 号平成 29 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。182 ページ、183 ページをお開きください。

一番下の欄の歳入合計欄の収入済額合計の予算に対する収入率は 100.1%、調定額に対する収入率は 92.5%。

次の 184 ページ、185 ページ、歳出でございますが、これも一番下の欄の歳出合計欄の支出済額合計の予算に対する執行率は、ほぼ 100%となっております。

次の 186 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 36 億 2,805 万 6,793 円に対して、歳出総額 36 億 2,264 万 184 円で、歳入歳出差引額は 541 万 6,609 円となり、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ますと、76 万 1,231 円の黒字でございますが、これになお黒字要素の前年度分の国庫負担金等の返還金 3,818 万 6,176 円を加え、逆に赤字要素であります法定繰入金以外の一般会計からの赤字補填繰入金 7,700 万円を差し引いた実質単年度収支は、3,805 万 2,593 円の赤字となっております。

次に、議案第 55 号平成 29 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

でございます。214、215ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.7%、調定に対する収入率は98.7%。

次の216、217ページ、歳出でございます。

支出済額合計の予算に対する執行率は95.8%となっています。

次の218ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3億2,234万9,639円に対して、歳出総額3億651万354円で、歳入歳出差引額は1,583万9,285円、実質収支額も同額でございます。

次に、議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。232、233ページをお開きください。

収入済額合計の予算に対する収入率は95.7%、調定に対する収入率は98.8%。

次の234、235ページをお願いいたします。

支出済額合計の予算現額に対する執行率は94.6%ですが、予算現額から翌年度への繰越額5,500万円を除いた執行率は95.5%となっております。翌年度へ繰り越す額の内容は、公共下水道事業管渠築造工事であります。

次の236ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額10億5,443万8,306円に対して、歳出総額10億4,180万6,413円で、歳入歳出差引額、形式収支は1,263万1,893円です。この形式収支から、4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額550万円を差し引いた実質収支額は713万1,893円となっております。

最後に、議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。254ページ、255ページをお願いいたします。

収入済額合計の予算に対する収入率は100.7%、調定に対する収入率は99.7%でございます。

次の256ページ、257ページをお願いいたします。

歳出でございますが、支出済額合計の予算に対する執行率は96.9%となっております。

次の258ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,926万4,449円に対して、歳出総額7,628万3,584円で、歳入歳出差引額は298万865円、実質収支額も同額です。

以上であります。

○議長（三角 良人） 次に、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。

それでは、議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度須恵町水道事業会計決算書を別冊のとおり監査委員の意見を付して認定に付するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の平成29年度水道事業会計決算書で説明させていただきます。1ページ、2ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町水道事業決算報告書でございます。

なお、以下、消費税込みの決算額を述べさせていただきます。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入は第1款水道事業収益、2ページの2列目で、決算額6億5,727万376円、前年度比1.8%の増でございます。主なものは、給水収益及び手数料の増でございます。

次に、支出は第1款水道事業費用、2ページの3列目で、決算額5億3,997万7,941円、前年度比6.1%の減でございます。主なものは、減価償却費の減でございます。

次に、3ページ、4ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入は第1款資本的収入、4ページの3列目で、決算額2億1,171万5,560円、前年度比83.1%の増でございます。これは、下水道工事に伴う工事負担金、国庫補助事業に伴う国庫補助金及び企業債の増でございます。

次に、支出は第1款資本的支出、4ページの2列目で、決算額3億4,237万8,648円、前年度比20.3%の増でございます。これは、国庫補助事業である佐谷・立毛地区緊急管路改善事業及び緊急時用連絡管事業に伴う工事請負費の増でございます。

3ページの下段です。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,066万3,088円は、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号から議案第58号については、議長、監査委員を除く12人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第58号は決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので、報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。休憩に入ります。

午前10時56分休憩

-----  
午前11時05分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
日程第11、議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。小林健康福祉課理事。

○健康福祉課理事兼課長（小林はつみ） おはようございます。

1ページでございます。議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてでございます。

提案理由といたしまして、介護保険法の一部改正により、県から保険者へ指定権限が移譲されたことに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要性が生じたもの、あわせて福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直しに伴い、福岡県介護保険広域連合の規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更につきましては、2点の変更がございます。

1点目は、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が、都道府県から市町村へ移譲されたことに伴い、新旧対照表3ページをお願いします。

改正後、第4条第4項及び関連する4ページの別表第2の広域連合の処理する事務に、「指定居宅介護支援事業者に関する事務」を追加するものでございます。

なお、別表第2については、文言の整理をあわせて行っております。

続きまして、2点目です。広域連合の副広域連合長を常勤から非常勤の副広域連合長に変更するため、副広域連合長の選任等の規定を変更するものでございます。

新旧対照表3ページをお願いします。

改正後、第11条第1項では、執行機関の人数を現状に合わせ、支部長の人数を8人と明記し、広域連合長及び副広域連合長については支部長と兼務するとし、同条第2項では、副広域連合長

の職務は広域連合長の職務を代理するとし、第12条第4項では、副広域連合長の選任は関係市町村の長のうちから選任するとし、第13条では、副広域連合長の任期は関係市町村の長としての任期によると規定しております。

2ページに戻っていただいて、附則で、この規約は平成30年11月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第59号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第12. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定についてでございます。この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。災害時における初期防災活動等を行う自主防災組織の結成促進並びに育成及び活動支援を行い、地域防災力の向上を図るため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

この条例は、各行政区に自主防災組織を設置していただき、地域の防災力の向上を図るため制定するものです。

第1条で制定の目的を、第2条で、この条例内の用語の意義を自主防災組織及び災害について定めております。第3条、第4条で町長及び町民の責務を、第5条で自主防災組織の事業に対する町からの助成について、第6条で自主防災組織の結成・育成に関する町からの指導及び助言について示しております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第60号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてでございます。この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。須恵町地域防災計画に定めるところによる災害時の円滑かつ迅速な避難支援等関係者による避難行動要支援者に対する非難支援等の実施を支援するため、基礎となる名簿を作成し、避難支援等関係者へ提供して避難行動要支援者を災害から守り、安全を確保するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

第1条で制定の目的を、第2条で、この条例内の用語の意義を、第1号で避難行動要支援者、第2号で避難支援等、第3号で避難支援等関係者について定めております。第3条では、避難行動要支援者の範囲を掲げ、第4条で避難行動要支援者に避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成について、同2項で名簿に掲げる事項を示しております。

3ページで、第5条で、名簿情報の提供は本人の同意を得なければならないとし、第6条で、町長は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、避難支援等関係者に対して必要な限度で、前条の規定にかかわらず、避難行動要支援者全員の名簿情報を提供することができるとしております。

第7条で、名簿情報を提供するときは、名簿取り扱いに関する協定を締結するとし、第8条で、名簿提供を受けた者の名簿情報の漏えい防止の措置を、第9条で、利用及び提供の制限を定めております。

4ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第14、議案第62号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） それでは、1ページをお願いいたします。

議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページは、改め文となっております。新旧対照表で説明をいたします。3ページをお願いいたします。

第15条第1項第2号の改正になります。改正の内容といたしまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第3条、ここで言います認定こども園法第3条になりますが、これに2項が追加されたことによりまして、条例第15条中の引用しているところの項ずれが生じたため、改正前、同条第9項を同条第11項に改めるものでございます。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第62号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第15、議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） では、1ページをお願いいたします。

議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月27日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

次のページ、2ページ、3ページが、条例の改正文となっております。新旧対照表で説明をいたします。4ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、家庭的保育事業者の連携施設の確保が困難な場合の緩和措置と、食事の提供に関して自園で調理ができない場合、市町村が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする緩和措置のための改正となっております。

第5条では、第6条において、項を追加することによる改めとなります。

第6条では、改正に合わせまして、文言の修正を行っております。

次に、4ページから5ページにかけてになりますが、第6条の主な改正についてです。家庭的保育事業者は、家庭的保育事業の終了後には、満3歳以上の児童に必要な教育・保育が継続的に提供されるよう連携施設を確保しなければならないとしていますが、連携施設の確保が著しく困難な場合、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行うものを連携施設とすることができるものとしてございます。

次に、第16条の改正です。家庭的保育事業者は、食事を提供する場合、事業所内で調理する方法により行わなければならないとしており、また、調理搬入の場合は、搬入できる施設を限定しております。これを保育所等受託調理業者を認めることとし、外部搬入を可能とするものでございます。

第45条では、第6条の項の追加による改めとなります。

6ページになります。附則の第2条第2項は、自園調理施設を持たない施設について、10年

間の緩和措置をとることができるとしたものでございます。

戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第63号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第16. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。御手洗子ども教育課長。

○子ども教育課長（御手洗文生） それでは、1ページをお願いいたします。

議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

次の2ページは改正文となります。

新旧対照表をお願いいたします。3ページになります。

今回の改正につきましては、第10条関係で、学校教諭となる資格を有する者を支援員の基礎資格と規定しているところでありますが、教員免許状を更新していない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするための改正となります。

また、一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大する改正により、5年以上の放課後児童健全育成事業従事者で町長が適当と認める者を新設するものでございます。戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第64号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第17. 議案第65号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第65号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第65号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について、須恵町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

住所、XXXXXXXXXX、氏名、貝原雅俊、生年月日、XXXXXXXXXX、任期は30年10月1日から33年9月30日まででございます。

提案理由といたしましては、評価委員である貝原雅俊氏が平成30年9月30日をもって任期満了のため、その後任を選任するもので、再任という形をお願いしたいということで上げております。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第65号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決しました。

---

### 日程第18. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第66号自治功労者の推戴についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第66号自治功労者の推戴についてでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例第10条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、[REDACTED]、氏名、中嶋裕史氏、生年月日、[REDACTED]。

提案理由として、自治功労者推戴の基準に達しておりますので、そして、皆さん御存じのとおり、本年4月まで4期16年務められた町長でございますので、今回推戴するものでございます。以上でございます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号自治功労者の推戴についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第19. 議案第67号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第67号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第67号須恵町教育委員会委員の任命について、須恵町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

住所、[REDACTED]、氏名、印藤早苗氏、生年月日、[REDACTED]。任期は、平成30年10月1日から平成34年9月30日まででございます。

提案理由といたしましては、印藤早苗氏の任期が9月30日をもって任期満了のため、その後任として再任をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第67号須恵町教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決し、同意することに決しました。

---

## 日程第20. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,757万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億3,609万2,000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。第2条で地方債の追加・変更は、第2表地方債補正とし、第3条で債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正によるとしております。

補正予算書の2ページをお願いします。

まず、歳入からです。

13款国庫支出金2項国庫補助金696万6,000円の増額補正は、社会資本整備総合交付金685万4,000円の増額補正が主なもので、道路改良工事の補助金採択率が上がったことによるものです。

14款県支出金2項県補助金1,094万3,000円の増額補正は、ため池改修工事の補助金、農村環境整備事業費県補助金900万円の増額、荒廃森林整備事業費県補助金165万8,000円の増額補正が主なものです。

16款寄附金は、篤志寄附金として、宝満堂様から御寄附をいただいておりますことと、ふるさと応援寄附金2,218万円をネットPR拡充の成果として増額補正をしております。

18款繰越金6,196万9,000円は、全額前年度繰越金です。これは29年度決算実質収支額3億3,966万円から、補正財源として一部計上する補正でございます。

20款町債は、庁舎の非常用電源設備等整備事業、1階窓口改修事業に伴う起債3,380万円、及び道路改良事業債610万円です。

続いて、3ページ、歳出です。

2款総務費1項総務管理費6,463万9,000円の増額補正は、庁舎1階窓口改修業務委託料3,200万円と、ふるさと応援寄附金に係る報償費、委託料ほかで、計1,163万4,000円が主なものです。

3款民生費1項社会福祉費595万7,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金435万7,000円と、包括支援センター移設に伴う福祉センター改修工事設計管理業務委託102万円の増額補正が主なものです。

6款農林水産業費1項農業費3,280万円の増額補正は、新屋敷井堰ワイヤロープ取替工事請負費と、市場ため池法面改修等の工事請負費です。

8款土木費2項道路橋梁費1,900万円の増額補正は、補助金の採択率増のため、一番田地区の道路改良工事請負費を追加したことによるものです。

9款1項消防費576万円の増額補正は、新生分団格納庫のトイレ改修工事に伴う補助金と、7月の西日本豪雨時の費用を含めて新規に災害対策費を計上したことによるものです。

10款教育費5項社会教育費992万5,000円の増額補正は、各行政区から要望があった公民館の空調設備の更新等の費用として、類似公民館等施設整備費補助金を689万4,000円計上したものが主なものです。

続いて、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1、追加、庁舎非常用電源設備等整備事業債、限度額500万円、庁舎1階窓口改修事業債、限度額2,880万円、どちらも起債の方法は証書借入れです。2、変更、道路改良事業債、限度額を2,380万円から2,990万円に変更するものです。

5ページ、第3表債務負担行為補正、1、追加、庁舎非常用電源設備等改修工事設計管理業務委託料、限度額800万円、福祉センター改修工事設計管理業務委託、限度額140万円、子ども・子育て支援計画策定業務委託、限度額300万円を追加し、いずれも期間は平成30年度から平成31年度までとしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第68号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、決算審査特別委員会同様、委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

---

### 日程第21. 議案第69号

○議長（三角 良人） 日程第21、議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊、平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ758万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,856万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。まず、歳入からです。

4款1項県補助金、特別調整交付金の追加によります27万円の増額補正です。

5款1項他会計繰入金につきましては、次に説明いたします歳出予算補正によりまして、不足分の190万3,000円を増額するものです。

6款1項繰越金541万5,000円は、前年度の繰越金でございます。

続いて、3ページ、歳出になります。

1款1項総務管理費につきましては、国保連合会事業状況報告支援システム改修委託料の27万円の増額補正です。

8款1項償還金及び還付加算金につきましては、療養給付費等交付金の返還金の731万8,000円の増額補正でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第69号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第22. 議案第70号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ245万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,845万4,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は次のページ、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。今回の補正は、職員人事異動に伴い、不足する人件費に関連する補正を行っております。

次の2ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項他会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金245万4,000円の増額補正を行っております。

次に、歳出です。3ページです。

1款1項総務管理費、職員人件費245万4,000円を増額補正しております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第70号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第23. 報告第2号

○議長（三角 良人） 日程第23、報告第2号平成29年度須恵町健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

報告第2号平成29年度須恵町健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

この法律は、各自治体が財政の健全性に関する比率を公表し、財政の早期健全化及び財政の再生を図ることを目的にしております。

次のページ、2ページをお願いいたします。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、一般会計を対象とした及び特別会計を含めた町全体の会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。どちらも赤字がありませんので、ハイフンの記号で表示をしております。

実質公債費比率とは、一般会計が負担する元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3年間の平均値でございますが、ことしは7.6%、前年度が7.4%でしたので、0.2ポイント上がりました。ポイントでいえば、悪くなったということです。

これは一般会計から特別会計の繰入金のうち、公営企業債の償還に充てた額が増加したことによるものです。この比率の早期健全化比率は25%ですので、須恵町は健全段階にあると言えます。

次の将来負担比率は、公営企業、出資法人等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率です。49.4%でございます。こちらのほうは、前年度が42.6%でしたので、6.8ポイント上昇いたしました。

これは、地方債の現在高の増と、一般会計から特別会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てた額が増加したことによるものです。この比率の早期健全化基準は350%でございますので、これも須恵町は健全段階と言えます。

なお、別冊の決算審査意見書では、監査委員に書類審査をしていただきましたところ、以上の比率について適正であるという旨の御意見をいただいております。

以上、報告いたします。

○議長（三角 良人） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

#### 日程第24. 報告第3号

○議長（三角 良人） 日程第24、報告第3号平成29年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、1ページ目をお願いいたします。

報告第3号平成29年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてでございます。

平成29年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

次ページをお願いいたします。

1、平成29年度公営企業の資金不足比率でございます。特別会計の名称、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、3会計につきまして、資金不足比率には該当いたしませんので報告いたします。

○議長（三角 良人） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

#### 日程第25 諮問第1号

○議長（三角 良人） 日程第25、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものであります。

住所、XXXXXXXXXX、氏名、東郷行美、生年月日、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX。任期、平成31年1月1日から平成33年12月31日でございます。

提案理由につきましては、今回提案しております東郷行美氏が30年12月31日をもって任期満了となるため、その後任として再任をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり可決し、賛成することに決しました。

---

#### 日程第26. 諮問第2号

○議長（三角 良人） 日程第26、諮問第2号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第2号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、本議会の意見を求めるものであります。  
住所、XXXXXXXXXX、氏名、大塚信夫氏、生年月日、XXXXXXXXXX  
XXXXXX、64歳。任期につきましては、平成31年1月1日から平成33年12月31日まででございます。

提案理由といたしましては、人権擁護委員、今泉守正氏が平成30年12月31日をもって任期満了となるため、その後任を推薦するために提案するものでございます。

次ページに経歴載せておりますが、大塚氏はもともと役場職員で、平成27年の3月に定年退職を迎えており、人物についても申し分ございませんので、今回お諮りするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり可決し、賛成することに決しました。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月10日午前9時から行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時55分散会

平成30年 第3回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

平成30年9月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年9月10日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	吉松 辰美

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。

6番、田ノ上真君。

○議員（6番 田ノ上 真） おはようございます。6番、田ノ上です。今回、平松町長が就任されて、初めて一般質問をいたします。中嶋前町長は、風格ある鉄人政治家の趣を持ち、博識ながら気さくなお人柄で、私も大変魅了されたものです。うれしいことに、6月定例会での平松町長も後継の町長として冴えわたる答弁でございました。私もばつさり切られると、その冴えのほどがよく示されるのですが、お手柔らかにお願いしたいものでございます。

通告に従いまして質問いたします。

今回は、認知症予防に回想法はと福祉コミュニティの可能性はとの2問でございます。

昨年秋に、文教厚生委員会の管外視察研修で愛知県と三重県に行っていました。しかしながら、関連した一般質問がまだなされておられませんので、ここは研修の総括的な思いも込めて、何らかの形で成果を残しておきたいという気持ちでございます。

町長も当時副町長として同行いただいていますので、先方の取り組みは重々御承知と思います。1問目については、北名古屋市で実施されている認知症予防対策思い出ふれあい事業の視察から感ずるところです。

当事業の説明の前に、回想法——いわゆる認知症治療における回想療法のことですが、既に提唱されてから50年を越えており、さまざまな効果が知られておりますので、これについて一言させていただきます。

公益財団法人長寿科学振興財団の資料を少々引用します。

回想法とは、昔の懐かしい写真や音楽、昔使っていた馴染み深い家庭用品などを見たり、触れたりしながら、昔の経験や思い出を語り合う一種の心理療法です。1960年代にアメリカの精神科医が提唱し、認知症の方へのアプローチとして注目されています。

昔の思い出は、高齢者の方が今まで歩まれてきた人生そのものであり、昔を懐かしんで話をされている時は、自然と穏やかな表情になっていらっしゃることでしょう。語り合う相手がいれば、喜びや幸せな気持ち、大変だった経験を乗り越えてきたことも一緒に分かち合い、充実した時間を過ごすことができます。楽しかったこと、辛かったこと、家族や友人とのエピソード、生き抜いてきた社会的背景など、人それぞれ過ごしてきた時間は異なります。今までの自

分の人生を振り返り、人生を再確認することで、現在の自分も肯定的に受け入れやすくなります。昔の思い出に親しむことはごく自然なことであり、回想法は今の自分を認め、人生を豊かにするための手段のひとつとも言えるでしょう。

ここで回想法の効果についても少々引用させていただきます。

認知症の方は、最近の記憶を保つことは困難ですが、昔の記憶は保持されています。昔のことを思い出して言葉にしたり、相手の話を聞いて刺激を受けたりすることで脳が活性化し、活動性・自発性・集中力の向上や自発語の増加が促され、認知症の進行の予防となります。また、昔の思い出に浸り、お互いに語り合う時間を持つことで精神的な安定がもたらされます。

共有の話題を楽しむ仲間と過ごす不安や孤独感が和らぎ、自分の話を聞いてもらえているという満足感も得られるので、高齢者に多いうつ症状の改善・予防にもなります。グループの対象者同士のコミュニケーションの促進や、高齢者の方の人生や考え方を実施者が知り、日頃の介護に活かすこともできるでしょう。

ということです。

そこで、北名古屋市の思い出ふれあい事業ですが、平成14年度に国のモデル事業としてスタートしています。それには同市の有する昭和のころの日常生活用具を展示保存している歴史民俗資料館の活用の方途を新たに見出したことが大きな要因であったとのこと。その後の継続的な取り組みの中で、回想法を元気な高齢者のための介護予防、認知症予防として実施し、今に至っています。年間の事業費は平成29年度の予算計上で事業経費が職員、派遣職員の人件費を含んで617万円、施設管理費が駐車場を除く管理経費として82万円で、計699万円です。同市の介護保険特別会計は42億9,300万円、率にして介護事業会計の0.16%で賄っています。これはボランティアさんが熱心に携わっていることも力になっていると思います。当然ながら0.16%の率にしても、人件費が入っていますので機械的な発想から須恵町で取り組んで0.16%とは言えないことはもとよりです。

そう言いながら、試みに計算をしてみました。北名古屋市と須恵町では予算規模が違いますので、人口比で考えてみました。同市の人口は8万4,000人、須恵町の人口の3倍です。そして、平成30年度の回想法事業費は、一般介護予防事業費の13節委託料に298万8,000円で計上されています。ほぼ300万円です。単純に当てはめると、須恵町の人口では100万円の事業費です。この程度で済むなら、あとは効果の問題です。

ここで私が申し上げたいのは、北名古屋市において安価に取り組めて、少なくとも15年間継続するだけの成果を上げていることは注目に値するということです。それならば、須恵町でも検討の余地があるのではと思うに至ったわけです。

長くなりましたので、ここから先は質問の要旨をそのまま読み上げます。本文の途中からです。

幸いにも須恵町は、歴史民俗資料館に過去の文物を所蔵しています。この資料を生かし、回想法による認知症予防対策についての研究検討を進めることは、意義あることと思われま。町長の御見解をお伺いします。

町長は、視察に同行いただいたので御認識と思いますが、認知症予防としての回想法についてどうお考えでしょうか。

須恵町の認知症予防対策にも、何らかの形で取り入れることは可能と思いますが、その適否について伺います。

歴史民俗資料館の資料は活用可能と思われまか。

試験的に導入して効果測定を行うことは可能でしょうか。

以上、4点でございます。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、2問目でございます。

福祉コミュニティの可能性はとしてお伺いします。

やはり昨年の管外視察研修ですが、三重県名張市を訪問し、校区コミュニティ事業を視察しました。6月定例会の町長所信の中で、暮らしのコミュニティ事業の早期実現を目指すとの御発言がありました。昨年の研修には、町長の同行もいただいたものですから、視察した名張市の制度の一端も意識にあるのかなと思ったものですが、そうでもないかもしれないと。真意は向うよりほかはないというものです。

また、所信では事業拡大ではないともおっしゃっていましたが、軽微なインフラ整備、高齢者地域防災、子育て支援等の福祉、税務、公共整備事業の相談窓口機能をコミュニティに置くということは、拡大かどうかはともかく機能強化とは言えると思ひます。

暮らしのコミュニティを目指すのですから、強化は当然といえばそうなのでしょう。そして、まずは関係者との話し合いともおっしゃっていましたが、話し合いからということ、一方的ということではないでしょうから、ここで質問するのも神経過敏かなと思ひのですが、委員会研修の総括も込めてお伺いをしたい次第です。

須恵町は、教育を基盤にした「教育のためのまちづくり」というスローガンのもと、コミュニティ事業を発展させ、全国でも最先端と評価されています。

毎年、園・学校経営報告会に講評していただひている教育大の森先生も手放しで須恵の教育を高く讃えてくださひまして、聞く側の私どもも大変誇らしい思ひになるものです。

平成26年3月定例会の町長報告で、前町長が暮らしのコミュニティへのステップアップを唱えられ、平成28年3月定例会では、今村議員からの一般質問でも、コミュニティの未来像を互いに語る聞きごたえのあるやりとりがありました。そういう須恵町のコミュニティづくりの流れを目にすると、他の自治体の取り組みにも関心を持つものでござひます。

名張市の事例に話を戻しますと、市内の15の小学校区にコミュニティ事務局を設置し、交付金による「地域づくり」を推進、そこで福祉・介護・健康事業に取り組んでいます。名張市の取り組みについては要約したものを質問の要旨に掲載しています。

①使途自由で補助率や事業の限定がない「ゆめづくり地域交付金」を、②小学校区を単位とする地域に交付し、③地域課題の解決、地域振興や住民交流に関することなど、まちづくりの推進のための事業を、④地域が交付金を執行して行っている。⑤成果も上がっている、というものです。

事の起こりは、平成14年4月に現市長の亀井利克氏が就任したとき、住民への最初の発言でこのように明言したそうです。「市役所の財布は空っぽです。あなたたちのために何もできない。それだけの財政の余力もない」と。そこから改革が始まったそうです。まず、各種の補助金を廃止し、その廃止で浮いた予算をもとに、使途自由な交付金を地域に一括交付する。5,000万円を原資としたそうです。

使途自由とはいえ、各地域は、地域ビジョンというまちづくり計画を策定する。そこでは、基本構想や方針、それらに基づく実施計画を掲げる。特に、防犯・防災、福祉、環境のテーマは必須課題として取り上げる。地域ビジョンは、市の総合計画、基本計画に位置づけられるというものです。

市長いわく、住民が自分たちのことは自分たちで決めて自分たちで責任をとると。また、なぜ市役所がすべきことを地域に投げるのかという批判には、市長が市の財布にお金がないと理解を求めてきたとのことでした。

なお、各地域の行政区では、自治会としての側面は残すものの、行政事務の末端としての側面は廃止し、地域、つまり校区で行政事務を引き継ぐ。校区ごとにゆめづくり交付金を活用して地域選出の執行機関が執行する体制となりました。私としては、気になるのは金額です。同市の平成29年度予算のゆめづくり地域交付金は、約1億500万円です。一般会計263億円からすると構成比はかなり少ない。当局にすれば、経費を少なくするための交付金制度なので、当然といえば当然でしょう。計算式は人口等の要素で決まっております、試みに須恵町の各コミュニティにこの計算式を当てはめてみますと、すこやかが1,250万円、いきいきが1,550万円、ふれあいレインボーが1,140万円になり、4,000万円に足りないものです。前町長は、各コミュニティに3,000万円とも語っておられましたので、それほど課題ではないかとの印象があります。

しかしながら、昨年視察を行った際の感想でございますが、同市の制度はおもしろくはあるが、須恵町から見てどうなのかと思ったものでございます。

先方のコミュニティは15校区あり、市の領域も広い山間地です。扱う金額も市の予算の構成

比からは小さなものです。行政から見れば地域が安価に行政の負担と責任を担ってくれている。助かるというものでしょうか。

対して須恵町は、人口、予算の規模、歴史的にも地形的にも条件が違い過ぎているなど思い、刺激にはなりましたが、その域を出ないという印象でした。

ちなみに、私の質問の要旨に、私としては名張市の地域制度を福祉コミュニティと呼称するなどと記載しました。今回は触れませんでした。同市は町の保健室なる福祉・介護の拠点を15校区に設置し、職員を2名ずつ配置しています。そこから健康づくり等の事業を進めていることから、これは福祉コミュニティと呼べるなど思いましてタイトルにしました。

タイトルから見れば、町の保健室を掘るべきでしたが、私の関心が交付金制度に向けたことから、このような内容になったものです。

ここで質問いたします。

名張市の取り組むゆめづくり地域交付金制度、そこから学ぶものがあれば伺いたいと思います。

同市における同事業の発端は自治体の経営危機から生まれた知恵と聞きましたが、この知見を須恵町においても取り入れる可能性はあるとお考えでしょうか。また、須恵町のコミュニティ事業は教育を基盤にしたまちづくりで、識者の評価も高く、期待も大きいことは周知されています。仮に取り入れた場合、須恵町で継続しているコミュニティ事業からさらに踏み込んだものになると思われますが、具体的なビジョンがあれば伺いたいと思います。御答弁のほど、よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。第1問目に田ノ上委員長からの質問で、去年行った質問に対してということでございますけど、きょうもたくさんの方の傍聴の方がいらっしゃいますけども、実は私、副町長時代に、前任の中嶋町長と地方創生に関してどういった形でやってくんだということで、一番最初に、じゃあインパクトのある形で何か町民の方々が誇れるものをつくろうということで、郷ひろみさんと中嶋町長の対談集をつくりました。そのときに非常に御貢献いただいたおじさまでいらっしゃいます、印藤弘次さんが、きょうは私の勇姿を見にきていただいておりますので、そのときのお礼も兼ねて真摯に質問にお答えしていきたいと思っております。

田ノ上委員長の質問は、自分で質問して自分で答えを言われたような形で、そうですねとしか言いようがないのかなと思っているんですけども、まず両方とも一緒に行かせていただいて、見て、恐らく同じ感覚で見たんでしょうけども、議員と感覚が違うのが、私たちは経営者側で見えますので、じゃあそれぞれの北名古屋市と名張市のやっが須恵町に当てはまるかという目線で見るときに、正直言って余り興味ありませんでした。

で、今回質問をいただいて、質問の内容を見て、再復習させていただいて、ああこういうこと

だったんだなということで逆に勉強させていただいたかなと思っております。

ただ、一般質問でございますので、質問の要旨4件いただいております。1問目がですね。これについては4問まとめてお答えするという形にしたいと思っておりますけども、回想法は、認知症予防メニューの一つとして、私はいいんじゃないかなと思っております。で、認知症のリスク要因の一つに、人とのかかわりが少ないというものがあります。で、歳を重ねていくたびに足腰が弱ったり、内科の持病等で外出が不安になったり、活動範囲がだんだん狭くなっていくわけですね。で、最近では高齢者の引きこもりもふえていると言われております。で、外出する頻度が減っていき、人との会話が少なくなると、それだけ脳が動かなくなると、働かなくなると。で、認知症になりやすくなるということで、そういう意味では、今回の北名古屋市さんのこのアイテムというのは、使えるのかなという気はします。

ただ、じゃあ、須恵町がそれに相当するようなことをやってないかという話になりますと、話は平成11年にさかのぼりますけども、当時吉松昭幸町長のときに、介護保険が始まる1年前です。まだ国も制度も決まっていないような状況のときに、私、健康福祉課の課長を拝命して、介護保険の中身を勉強して、みんなが文句言わんような形にしろと言われて、本当に1年間、一生懸命勉強しました。で、その中で気づいたのは、この介護保険制度というのは早晚つぶれるだろうなど。要は医療で見てた、要するに治療は必要ないけども自宅ではなかなか見にくいと。その部分も医療機関で見ていたと。その医療費が膨大になったから、それを切り離した制度にしようというのが介護保険です。そこに費用が発生するわけです。その費用に対して、それだけのサービスメニュー、元気高齢者と言われた人たち、当時ですね、に対して何かメニューがあるのかと。ないんですよ。全くなかったんです。で、いち早く須恵町というのは、介護保険が始まる1年前から、各行政区老人クラブのほうにシステムを説明した上で、元気高齢者のためのもっともっと元気になってもらう。で、委員長がおっしゃったように、外に出ていくんだと。いろんな認知症予防のためのいろんなことをやるんだということで、補助金付きの行政区ミニデイサービスを始めました。これ全国初でございます。そして、なかなか行政区の中で公民館に行きたくない。長い人生、その行政区に住んどくと、いろんなことが起きますので、外には行きたいけども公民館には行きたくないということで、基幹型のわくわくデイサロンも起こしました。それ以外の健康メニューも幾つも仕上げてやっております。

で、今現在やっている中で、やっている中身をちょっと言いますと、体操もやっております。陶芸もやっております。落語も聞かせております。で、フラワーアレンジメント、ハンドベル、音楽サロンですね、そういったメニューたくさんあります。で、現在では脳若トレーニングというってiPadを使ったことを年に12回やっている。ということは、じゃあこの北名古屋市でやっているこのアイテムだけクローズアップして、須恵町ほかに何もやってないじゃないかという

ことじゃなくて、今現在須恵町が実施していることを平成31年から国が取り上げようとしています。それは介護保険、介護認定を要するに要介護、それと生活支援に切り分けて、生活支援の分は自治体が地域資源を使ってやってくださいねと。それもう平成11年から須恵町やっているわけですよ。そういったことを考えると、逆に規模が違うけども、須恵町のほうが私は今でも進んでいるのかなと思っています。

で、かといって、威張り散らかしているわけじゃなくて、須恵町は先んじてやっていますよということを傍聴もいらっしゃっていますし、議会広報にも載るでしょうから、須恵町はいい町ですよと言いたいということで今説明をさせてもらっているわけですが、このいろんなトレーニングの中で出てくる効果というのはアンケートをとっております。その中で、知らない人たちとコミュニケーションがとれた。で、いろんなことを意識して行動するようになったと。で、いろんなことに興味を持つようになり、数字も意識して覚えるようになりましたよと。で、近所は電話ではなくて、自分の足で行くようになったということで、約90%の方々が、身体とか精神とか脳とか、いろんなものにいい方向に影響が出たという効果は、健康福祉課のほうでデータをとっております。

で、質問の要旨の一番の最大の部分が、歴史資料館のいろんな中にあるのを利用して、恐らくミニデイとか、いろんなことで使ったらどうかと、須恵町に置きかえるとそうですけど、有効的だと思います。で、社会教育課と健康福祉課と話し合いをもたせて、その点については利用できるかどうか、早速指示を出したいと思います。

ただ、これ須恵町の民俗資料館の収蔵している数万点というのは、非常に歴史的に価値があるものです。各須恵町だけじゃない、小学校とかいろんなところから来られます。お貸ししています。でも、それを取り扱われる方々がぞんざいな扱いをなされて、本当に歴史的遺産ともいえる石炭の坑夫が使っていたモッコとか借りたいってお貸したんです、その当時のやつ。それに石入れて子どもに担がせて破られたと。そういった事例も発生してて、やはり取り扱いには慎重になっていただかねばならないような価値のあるものもたくさんありますので、どの部分を使っていいとか、恐らく手に触れて使えば壊れるわけです。で、壊れると歴史的価値がなくなると。そういったものも非常に収蔵しておりますので、今すぐやりましょうという形にはならないと思います。ただし、非常に有効だと思っておりますので、この点については検討させたいなと思っております。

1 問目については以上でございます。

2 問目は、どうも委員長自分で答えを言われたような気がするんですけども、まして、あと副議長の今村議員のほうの質問とかぶる部分があるわけですが、視察に行きました名張市自体は、もう先ほどおっしゃったように、面積で130平方キロです。須恵町は16です。人口が

7万9,500人、自治会が174地区、先ほどおっしゃったように校区が15校区あると。で、私のおぼろげながら記憶でいくと、たしか合併でそういった大きな自治体になったということを記憶しておりまして誕生したんだと記憶しています。で、市の大きさ、あるいは合併した、そういったことの課題を解決するために、要するに新しくできた市だけでは解決できないと。先ほど議員もおっしゃったように174地区もあると。で、どうやったらいいんだと。みんな大体自治体にかかわった首長さんたどり着くのがコミュニティやろうということだと思います。で、要は、名張市のあそこの市民性というもの、幾つかの長が集まって、こういった地区だよねっていうことを頭に入れられて、名張市が、先ほどおっしゃったように費用対効果のこともありましようけども、皆さんが名張市の市民だと思ってもらえる、要するに精神的なランドマーク的な存在として、このコミュニティに取り組まれたのかなと、昨年聞きながら私は思ったというのが事実かなと。だから中身について、じゃあそれがものすごく優位性があるかということ、若干須恵町に合わないのかなと思っています。

で、当町では先ほど健康福祉事業について、前の質問でお答えしましたように、行政区ミニデイサービスとか各行政区で既に実施しております。で、高齢者介護福祉事業においては、先ほど言いましたように、須恵町というのは本当に先駆的な取り組みやってて、非常に他の町の人たちから、須恵町はいいよねと、非常にきめ細かなことをやってくれているよねという評価を得ています。

ですから、今回の田ノ上委員長の質問の中で、福祉コミュニティという言葉が使われていますから、そのことに限定して言うと、あえて須恵町はこの福祉コミュニティというものに限定して取り組む必要はないのかなと私自身は思っています。ただ、何もやらないということじゃなくて、御質問いただいて、自分が思ってたことをおっしゃったんですけども、もうそのとおりです。けども、福祉コミュニティという形で限定する必要はないのかなという思いであります。

また当町は、もうそれこそ議員の説明の復唱になるかもしれませんが、須恵町というのは学社融合のコミュニティからスタートしています。で、福祉コミュニティからスタートしている名張市と根本的にまちづくりの発想が違います。要は、もう御存じのとおり、目的や規模が違い過ぎると。それと、名張市が抱えている問題と当町が推進しているコミュニティ理念というのは全く異質のものだろうと。それぞれが抱える自治体のそれぞれの思いによって作り上げられたコミュニティであって、そのことに対して、確かにいいんです、あの制度は、よかったと思います。で、それを須恵町に置きかえたときに、じゃあ使えるかと。要るのかと考えると、須恵町の今まで持っているスキルとか経験とか町民の方々の思いとか、そういったものをきちんと形にしたほうが須恵町のコミュニティに合うのかなと思っています。

ですから、私が今回、今回といっても昨年一緒に同行させていただいて、私自身が名張市さん

と北名古屋市さんを見て、そこからアイデアをいただいたとか、それを前任の中嶋町長に言って、これいいですよ、こうしたほうがいいですよといったことは一切言っておりません。で、我々が進めたことと比較した上で、今我々がやっていることを信じて、それをきちんとスクリーニングしながらきちんとやったほうが、須恵町のためにはなると思っております。で、中嶋町長が推進されてきたコミュニティ理論を現実化するために、宿題として私はここに立っているんだろーと思っておりますので、後ほど今村議員のほうから質問されてるほうが総合的な質問になっておりますので、そのときにあわせてお答えさせていただけたらなと思っております。

暮らしのコミュニティという言葉、私使っております。これ中嶋町長からいただいた宿題でございます。必ずや実現するために皆さんとコンセンサスを図りながら頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 田ノ上君。

○議員（6番 田ノ上 真） 平松町長には私が聞きたかった答弁をしてくださいまして——でも誤解を招く発言でありますね。決してそういう背景はございませんが。ただコミュニティに関しては、本当に自分で答えを言ったと言われたら、それまででもございますし、また町長の真意をこういう場で聞きたいという気持ちもありましたので、聞いてよかったなというふうに思っております。

1点気になりましたのは、回想法の部分で、歴史民俗資料館で、前町長の答弁が余り歴史的・文化的に価値のあるものを置いているんじゃないんだよというのがございまして、あれっときょう思ったものでございます。それならそれだと、私は前町長のそこまでのものじゃないんですという、ちょっと衝撃的な答弁を聞いて、それならどんどん使えという思いで回想法のアイテムとして非常にいいんじゃないかなと。つまり歴史的文化的な価値が高くなると、これは収蔵することにごく意味がありますね。しかし、そうでもないというなら、それこそ価値というのは関係性の問題が出てきますんで、そうすると収蔵品を懐かしむ方がいらっしゃるうちにどんどん使えというふうに思ったわけでございます。

回想法を取り組んでいる自治体多々ありますし、そういうまた医療機関とかも多いんですけど、須恵町がじゃあそういう収蔵品があるからといって使いやすい状態かどうか、どれほど生かせる状態かどうか、そして今ここまで介護福祉に力を入れている状態で、さらに屋上屋を架すような施策が必要かどうかとなると、全くこの場では何とも言えない、研究して検討して費用対効果があり、しっかりやる意義を見出したときにはやれるのではないかなというふうに思うものでございます。

検討するということでございますので、検討して、ちょっとどう取り扱うかというその辺の整

合性を今ここで求めるわけではございませんが、そういった点も踏まえて、次の一手に期待をしたいと思うものでございます。

私としては、今回の質問に満足するものでございます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（三角 良人） 1番、児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。日本共産党の児玉求です。

公共施設、学校のトイレは優先順位をつけて和式から洋式へという質問でございます。

本町の人口は、平成30年7月末で2万8,438人、50歳以上の成人は1万1,698人、人口の41%になります。女性が6,368人、男性が5,330人、女性が1,038人多くなります。

運動会等、多数の住民が一同にトイレを利用するとき、和式トイレを利用しづらいという声があります。二世帯、三世帯の家族が楽しい行事を快適に過ごすため、またこれからの高齢化社会に備えて和式トイレから洋式トイレ、温水便座つきですね、も含むと、改築を要望します。

このトイレの改築については、平成22年9月議会で稲永議員が質問され、東中1階のトイレが洋式11台、和式3台に改築をされております。また、田原議員が28年12月議会でアザレアホール男性トイレ和式4台を洋式3台、1台をウォシュレット、女性トイレ和式12台を洋式10台、5台はウォシュレットへの質問をされております。

優先順位として、東中グラウンド、和式男性2台、女性5台を洋式男性1台、温水便座つきですね、女性3台を温水便座に要望をいたします。

2番目に、二小は和式を減らして洋式かえと。また、公共施設、オイコス、あおば会館、町立武道場、歴史民俗資料館、庁舎ですね、この改修時期はいつかと、これが2問です。

で、3番目に、田原議員の洋式改築の前倒しは考えておられないのかと。

この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（三角 良人） 安河内教育長。

○教育長（安河内文彦） 質問事項、2点しかありませんでしたので、それに基づいた答弁しかちよつと用意しておりませんが、それで……

○議員（1番 児玉 求） いえ、ちょっと、3点ありますよ。

○教育長（安河内文彦） 通告はありませんでしたので。

○議員（1番 児玉 求） いや、通告はしておりますから。

○教育長（安河内文彦） それでは答えさせていただきます。

学校施設だけではなく、公共施設全体のトイレ設定のことと捉えて答弁いたします。

トイレの洋式化については、平成28年度に質問された田原議員のアザレアホールトイレ洋式化要望をもとに検討してきた回答にもなります。結論として、町民が安心して来館できる公共施設の環境整備は重要なことであると思っておりますので、今後トイレの洋式化については計画的な改修を図ってまいりたいと思っております。

これまでも公共施設改修工事等々に合わせて和式を洋式に改修する工事を実施してまいりました。その結果では、学校施設のこととなりますが、洋式トイレの設置率は52.9%という数値になっております。社会教育施設についても同様の数値であります。

この数値は、文部科学省が平成28年度に調査した公立小中学校施設の都道府県別トイレの状況結果、全国平均43.3%、福岡県は48.9%となっており、当町の設置率は全国平均より9.6%、県平均よりも4%上回った数値になっております。

一小、東中の保護者から、さらなる洋式のトイレの設置の要望があっているということですが、昨年度、東中については、大規模改修工事で20カ所を洋式トイレにしております。第三小学校では、本年度から3年計画で28カ所を洋式トイレにする予定です。

このように公共施設につきましても、トイレの洋式化は優先順位高く検討しておりますが、御存じのとおり緊急の施設修繕などの改修工事があった場合は、どうしても次の工事に後回しになっている状況があります。

しかし、冒頭で述べました必要性を考え、トイレの洋式化一歩進んで、町民が安心して利用できる公共施設の一環として、先ほども提案がありました浄化便座布設のトイレ改修についても、財政事情を勘案しながら順次進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 優先順位として、東中グラウンドの和式、男性2台、女性5台を洋式。男性1台、女性3台。これを優先順位として考えておるわけですけど、あすの運動会という行事もございますし、（「済いません。運動会終わっておりますが」の声あり）失礼しました。この要望は、運動会等の行事で父兄がお見えになるということで、特に、東中、二小で、さきに述べましたとおり女性の方が非常に多いわけですね。それで、順番を並んで用を足さなくてはいかんということがございまして、ぜひ要望してくれという要望がございました。特に、優先順位としては、この東中を考えております。

そして、先ほどお話しされました公共施設、本庁のトイレ2階、3階の和式を含めて、やはり早目と言いますか、町民の方が利用されると。だから、できるところからやっていただきたい。今のところ前倒しの予定はないかというふうにお尋ねしたんですが、そこもお聞きしたい。

だから、2番目は東中のグラウンドトイレの件ですね。それと、この特に庁舎、アザレアの前

倒しはないかという点ですね。それについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（三角 良人） 今、答弁あったまんまでしょう。あなた、答弁聞いています、ちゃんと。

○議員（1番 児玉 求） 聞いていますよ。

○議長（三角 良人） なら、もう少し具体的にちゃんと質問せんですか、わかりやすく。最初の質問と同じ質問を、ぐだぐだ言うだけじゃないですか、あなた。

2問目はぴしっと、2問目ね。答弁があったことに対してぴしっと質問してください。1問目の質問とちょっと変わらん話を、今、ぐだぐだ言うよ。それもぐだぐだと。

○議員（1番 児玉 求） ぐだぐだは言ってないでしょう。

○議長（三角 良人） みんな笑いよるやないですか。平松町長。

○町長（平松 秀一） 児玉議員の今回の一般質問のトイレに関しては、以前から質問があつてい  
る項目で、特に、真摯に声、受けとめております。

田原重美議員のほうから、いろんな形でトイレのことをおっしゃる中で、今回、町長に就任して、もともと当の田原議員に返すお答えとして何らかの形で出さんといかんだらうということで、関係各課には周知しております。

その中で、今、優先順位を東中のトイレから、それ我々が決めることであつて、要望は要望として受けますけども、場所は我々が決めること。なぜかと言うと、要するにトイレ、私自身も思っています。私、教育長時代からトイレについては和式も必要だと。いろんな校外活動とか、災害とか起きた時に洋式じゃない場合もあると。そういった訓練も必要だから和式がいる、いうふうな形で思っておりました。

ところが、ここ近年考えてみますと、どこの野外訓練施設に行っても、大体改修されて、トイレは洋式になっております。あわせてウォシュレットがついている。ですから、この日本において、今、トイレというのは和式を好まれる方もいらっしゃいますけども、全体的に捉えると、もう洋式のトイレが文化として根づいているんだらうなと思っております。

ですから、まず真っ先にトイレを改修しなければならない場所としては、まず安全・安心のまちづくりから考えると、アザレアホール、オイコス、そして庁舎です。それ以外で優先順位をつけるとしたら、精神的、あるいは保健的な観点から言うと、中学校の女子トイレ。

生理も始まっています。ですから、通常の温水が出るトイレだけではなくて、きちんとビデまでついたようなトイレにしてあげることによって、授業中のもやもや感とか、部活に行く前とか、終わった後とか、そういったこと考えると、やっぱり洋式トイレは、今後、必要なのだらうなということで、今回、たまたま児玉議員が質問されましたけども、この件につきましては田原重美議員が、再三わたっておっしゃっておりましたので、私、就任してから、この件については関係各課に優先順位を決めなさい。

ただし安全・安心を考えた時に、恐らく東中学校ではない。早急にはやっていきますけども、順位は遅くなると思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉君。最後の質問になります。

○議員（1番 児玉 求） さっき町長がお話されたように、洋式化の流れというのは、もうこれ、平松町長も言われているとおり、98%の人々が、やっぱり希望しておるということも言われております。

実際、改修もされてきておりますが、今後とも、私が申し上げた優先順位は、執行部がされるというのは、それで結構でございます。町民の皆さんが、庁舎を含めてアザレアホールを含めて、快適に過ごす場所でございますんで、予算のほうも取って。

○議長（三角 良人） 質問は何でしょうか。

○議員（1番 児玉 求） 今、お話した。早期にさせていただきたいと。

以上です。

○議長（三角 良人） 以上で、児玉君の一般質問を打ち切ります。

○議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を10時5分といたします。

休憩に入ります。

午前9時55分休憩

午前10時05分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。14番議員、今村桂子です。先ほど田ノ上議員が質問されたところと重なるところがあるかもしれませんが、よろしく御答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いましてコミュニティの今後について質問をいたします。

校区コミュニティについては、平成4年、生涯学習社会を実現するための推進構想において、社会教育委員会から校区コミュニティ推進の答申がありました。

平成12年の教育改革国民会議最終報告では、第2分科会学校教育部会の中で、新しい公立学校の可能性を検討する「コミュニティで育つ、コミュニティを育てる学校づくり」の提言がありました。

平成13年4月、この提言を受け、町内3小学校内の空き教室にコミュニティ事務局が開設され、学校教育と社会教育の連携、融合、開かれた学校づくりと学校のスリム化、町と校区と行政区で事業の精選、新たなまちづくり参画者の発掘などに取り組んできて15年が経過をいたしました。

コミュニティがまちづくりの柱と位置づけられ、平成26年には暮らしのコミュニティへの転換が打ち出されてから4年が経過をいたしました。

教育委員会部局からのスタートした構想のため、社会教育的事業では一定の成果を収めたと思われませんが、現状の推進体制では行政区役員兼務のため、町長が言われるような町長部局の事業、暮らしのコミュニティまでには進展していないのが現状です。

今後の方向性として、6月議会の町長所信表明演説において、3つの小学校区を基盤に据えたコミュニティを暮らしのコミュニティ事業の早期実現を目指しますと言われました。現在のコミュニティ事業を拡大して行うというのではなく、各小学校区で解決してもらうことにより、より迅速に住民サービスが行き届く新しいシステムづくりが必要になる。組織内事業として、先ほど田ノ上議員が一般質問されていらっしやいました中に言われた事業が想定しているとのことでした。

また、それらを実現するための事業項目別の組織化、運営補助金の創設などの必要性を言及されました。

具体的には現状のコミュニティをどのように進化させ、付加価値をつけていかれるのでしょうか。どの事業から手をつけ、スタートし、どれぐらいまでにどのようなことをやっていくのでしょうか。短期、中期、長期的な計画、展望についてお聞きをいたします。

また、最終的にはどのようなコミュニティの姿、あり方を目指されているのか、お答えください。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 済みません、いつも質問要旨が長いものでゆったりと聞いておりました。準備しておりません、済みません。そういう意味でちょっと慌てております。

今回、副議長今村桂子議員からの質問は、6月、確かに今おっしゃったように、所信表明の中で言っております。

今から説明する内容の前に、誤解がないように言っておきますけども、今現在の小学校3つの校区コミュニティが果たされている役割を何も否定するものではなくて、非常に感謝しているし、

今までどおり以上に課せられた自分たちでいろんなことを計画していただいています。これは今までどおり大事にやっていただきたい。あくまでもそれが中心核となりながら今まで動いてきた。

ただ、須恵町の今後のまちづくりを考えたときに、要するにお祭りを核にしながらかつ意識づくりをなさって、主な事業としては学校支援関係を中心にやっていただいている。これ、非常に大きな効果上げていただいておりますし、今でも感謝しております。

ですから、これを否定するものではありませんし、ただし今から説明する中では、暮らしのコミュニティの中の一つの組織になっていくということを御理解いただきたいかなと思っておりません。

先ほど、議員のほうからも御指摘いただきましたように6月の所信表明でお伝えしました3つのコミュニティを基盤に据えた暮らしのコミュニティについては、各小学校区で抱えている問題、いろいろあります。そういった問題を小学校区で解決していただきたいと。

これは、何も須恵町役場が、我々行政組織が便利になるからと、そういったことではなくて、少子高齢化が進む中で、特に幼稚園よりも保育所に通われる家庭がふえてきている。そうすると、いちいち役場に来てされるよりも、その地域にそういった機能を果たせる場所があるほうがいいんじゃないかということがこの暮らしのコミュニティの原点でございますので、何も役場の職員が楽になるからとか、面倒くさいことがなくなるからいいとかそういったことではございませんので、御理解いただきたいなど。

要するに、より迅速に住民サービスが行き届く新しいシステムづくり、いわゆる地域課題解決型を目指します。

事業の内容としましては、大きく分けて幾つかの部分に分かれるかと思いますが、今現在全ての道路建築事業、軽微なものも含めて全てが都市整備課、主なものはです、上下水道もあるわけですが、そこで全てのものが各区長さんから総務課を通して上がってきて、それに優先順位をつけていきます。

極端なことをいうと、ある行政区の誰々さんの家の前の側溝のふたが3枚割れていると、そういったことまで上がってくるわけです。それもやっぱり優先順位があるわけです。要するに、維持費というのはそんなたくさんのお金組んでるわけじゃございませんから、それも優先順位決めていかないかと。で、よく区長さん方からお叱りを受けるのは、いつも返事をして来んと。何で返事して来ないか、本当に申しわけないんですけども、毎日私のところに上がってくる区長さんからの要望が、大体五、六件ずつ上がってきます。それを全て今現在は役場内部の組織で解決していると。

ですから、一つの部門として捉えたときに、要するに簡易なインフラ整備、穴がほげているとか、役場全体でいうと優先順位からいうと落ちていくわけです。ところが、地元からするとそこ

通ってらっしゃる、歩いてらっしゃる人たちからすれば大問題なんです。ところが、役場の全体の組織からいくなかなか手が出せない。

そういったことを各コミュニティがもしお金を持っていて、自由裁量で頼めるとしたら、三つの小学校区にそれぞれ土木建築の事業者がいらっしゃいます。そうすると、役場がする場合は測量をやったりとか、現地調査やって設計します。その中に一般管理費と現場管理費まで入るようになっています。今でいう国土交通省ですか、のほうの指示で、歩切りはやっちゃだめですということになっています。そうすると、非常に高い側溝、非常に高い簡易舗装をやらざるを得ない。それをやるためには、職員何人もいないわけですから、要するに順番が遠のいていく。ですから、一つの部門として環境整備部門も一つの組織になっていくと。これは当然予算が伴うということですよ。

もう一つは、高齢者の安否確認。これ、非常に重要なことで、今回の議案の中で上げておりました自主防災組織はそれぞれ行政区に持ってもらいますけれども、その集合体がコミュニティがあれば、スケールメリットとして自分のところだけで解決できない問題については、6行政区あるいは7行政区の集合体が、自分たちで優先順位を決めて重点的に、要するに大きな災害が起きたけどもうちは何ともないという場合は、集約的にその地区にそのコミュニティが安否確認をやるとか、避難誘導をやるとか、そういったことも可能になってきます。

これも行政サイドでやるとすると、役場の職員というのは今正職員で145から8ぐらいしかいません。これを災害現場に全部配置してしまうと、本体の事業がストップします。これで災害にあまり興味とか関心がなかった自治体が全てやられたのが本体機能を無視するわけやないけども、要するに人命救助とかそういったことを最優先にしたがために、本来やらなければならない本庁舎の業務が滞って、要は住民サービスの低下につながっていると。こういったことは各自治体で起きています。

そういったことを避けるためにも、この高齢者の福祉事業、要は今言った災害時の安否だけいいましたけども、そうじゃなくて介護の問題とかいろんな問題が出てきます。急に認知が出て大声を張り上げた人が出てきたとかそういった場合については、6つ、7つある行政区の集合体ですから、その中に民生委員さんもいらっしゃるわけです。老人クラブの各支部長もいらっしゃいますし、そのチームリーダーがそのあたりというのを解決する組織をつくっていくということです。一つ一つをきめ細やかにやっていこうとすると、行政でやるよりも暮らしのコミュニティでやっていただいたほうがやはり住民サービスにつながるんじゃないかなと思っています。

また、先ほど言いました災害時の防災拠点の3つの小学校区の情報とかいろんなものの集約地点、拠点として機能していただけるとすると、総務課に災害本部を置いて、実際の災害時、現場担当は都市整備課の課長の命令のもとに全ての現場が動くようにしています。それぞれの課がば

らばらに動くんじゃないでなくてそれやるようにしています。その情報がきちんと伝えられる組織としてこの暮らしのコミュニティが機能するとしたら、1人でも多くの人命を救えるかもしれません。そういった意味でもこの暮らしのコミュニティの拠点として非常に有効なのかなと。

それと、子育て支援の実質的な運営、学童保育所もありますし、いろんなものもあります。それ以外のハンディを持たれた方々のものもありますので、そういったことを集約的に扱う子育て支援に関する組織もつくっていただきたい。役場まで行かなくてもきちんと対応できると。

あわせて福祉、要するに健康福祉課のほうにいろんな御相談にお見えになっています。先ほど、ちょろっとある議員から出ておりましたけども生活保護の問題とかいろんな問題が出てきます。なかなか役場の窓口で話しにくいことがあります。それが地域のこのコミュニティ、仮称でセンターとって、そのセンターに行って、個室があつて、そこに相談する部門があつて前もって相談受けとけば、その民生委員さんとかいろんな人権擁護委員さんとかいらっしゃるわけですから、役場に来てドキドキしながら人に聞かれるっちゃうないかいとか妙なことじゃなくて、本当に質問に対してとか要望に対してきちんとお答えできる。長時間にわたってそれができるわけです、暮らしのコミュニティだと。

役場だと次のお客さんいらっしゃいますから、大体概略説明して、書類渡して、これに書いてくださいと。大概そのときの苦情が「紙切れ1枚で何もしちゃらん」と。役場でやるとそうになってしまうんです。それは役場が、職員が悪いわけでも何でもなくて、窓口が1つしかないというそういったことが起きてしまうと。

それをこの暮らしのコミュニティのほうで担当してもらおうとすると、非常にきめ細かな、そこには社会福祉協議会も巻き込みながら、今社会福祉協議会のほうで相談窓口やつとりますけども、それも考えていけば暮らしのコミュニティができれば、そこに行きさえすればわざわざ社会福祉協議会まで行かなくていいと。だから、いろんな面で組織化するということがいいことなのかなと思います。

それと、先ほど言いましたように今現在実施いただいております学校支援事業、そして地域主催の祭りを展開しながら、地域を一丸として小学校区をまとめていただいている今現在のコミュニティがそのまま機能を残していくということです。

ちょっと言いかけましたけども、福祉のこと、それと税務相談です。これもわざわざ役場まで来ると、どうしても聞かれない話を窓口でせざるを得ない。それが地域コミュニティの中に、先ほど言ったように相談室があつて、そこで相談できるとしたらお互い感情的にならずにきちんと聞く方も聞けるし、話すほうも話されると。

そういった意味で要するに税務相談、それと先ほど言った公共整備事業の各種相談窓口としての機能、これは暮らしのコミュニティをつくったからとって、じゃあその役員さんやってく

ださいにはなりません。あくまでもこれは専門的な知識を有しますから、できればこの3つの小学校区地域イントラでつないで役場と同じ情報が入るパソコン機能、IT機能を持たせて、そこで福祉業務、税務相談、そして簡易な公共施設に関する現在の状況がどうなっているかとか、そういう相談窓口については、今ちょっと私が想定しているのは、週のうち月水金を事務系の職員を配置して、火曜、木曜をインフラ整備の職員を配置すると。

当然その職員というのは、その業務に専念するわけじゃなくて、1階のフロアの間、2階のフロアの間でローテーションを決めながら必ず置いていくと。そうすることによってわざわざ役場まで来られなくていいと。この一つのコミュニティがリトルガバメントとしてわざわざ役場まで行かなくても機能するというような形のものにつくり上げていきたいと。

そのためには先ほど言いましたように、今のコミュニティ組織にじゃあやってくださいではなくて、全く新しい発想で組織化を今の部分をやっていきたいと考えています。

これらを実施していくためには、各事業種目別、今言いましたように組織化が必要でございます。今話したのは政治家としての私の思惑であって、だからそれが何々組織だというのは、今から担当のほうで決めていくわけでございますけども、やはりその集合体、その組織体をつくり上げることが暮らしのコミュニティの形なんだろうなと思っています。

この組織が常に機能していくためには、今のコミュニティの会長さんとか副会長さん、それとコミュニティ主事さんのあり方ではなかなかできません。私は常勤でいていただきたいと、責任を持ってそこのコミュニティのリーダーとして機能していただきたい。コミュニティの会長さん、副会長さん、そしてコミュニティ主事さん、あとどういった形になるかわかりませんが、大卒その3つぐらい、あるいは4つぐらいは常勤職で、きちんと給料を払って責任を持ってもらって、全ての組織のコーディネイト役としてきちんと責任を持ってやってもらおうと。

その監査機能として議会のほうからお出しいただきたいなと思っておりますし、会計監査の担当の監査委員さんもいらっしゃいますから、そのあたりは議会とお話を詰めながらと思っておりますし、役場内部では会計管理者あたりが機能してきちんと監査をやっていくということは、先ほど議員がおっしゃったように、また田ノ上議員がおっしゃったように想定しているのは3,000万円程度を交付したいなど。それで地域のこと全てやっていただきたいと。ただ、それが3,000万円になるのかも含めて、これ調査研究せんと話にならんわけです。

ですから、今言いました構想をきちんと形に仕上げるためには時間がかかります。時間がかかるからといってものすごい時間かけても仕方ないわけで、私自身はやろうと決めたことですから関係部署にきちんと行ってその組織化をやっていきたいなと思っております。

当町議会、町民の皆様、そして企業の皆様に御理解していただく形にするためにも、今のまちづくり課内に副町長をトップに据えた地方創生推進室という名称の部署を設置して暮らしのコミ

ユニティ、そして皆さんに一番関心を持っていただいている新しいまちづくりの一つの核である S U E N O B A 事業推進を主目的にした事業展開を図る部署をつくり上げたい。これを 3 1 年度の当初、来年の 4 月にこの組織をつくって、3 1 年度中に計画を出させます。

そして、まずは全部の校区でというのは無理ですので、できれば 3 2 年度からまずは一番いろんな問題というか、高齢者の問題とかいろんな問題の中で、モデル地区と私が想定しているのは第三小学校区のコミュニティをモデル地区として 3 2 年度から本格的な実施をやってみたいなど。これはあくまでも調査研究の場所であって、実施といってもこれプロトタイプでございます。

ですから、これに対して、このモデル地区の状況を見ながら第一小学校区、第二小学校区もそれを見ていただくと。議員さん方にも町民の方にもどんどん見ていただくと。その上でそれが有益かどうかというのは判断していただいた上で、本格実施に移っていききたいなど。

ですから、先ほど議員のほうから短期的、中期的、長期的とおっしゃいましたが、まさにそのとおりで、短期的な話が組織化を来年やるんだと。組織化のための準備室をつくって、今までみたいな 7 つの行政区の区長さんがそのまんまスライドで上がるような組織じゃなくて、きちんとした恒常的に永久的に機能していくような組織づくりを 3 1 年度中にやってしまうと。

その上で、できれば 3 2 年度に試験的に第三小学校区をモデル地区としながら、調査研究をやりたい。それでやれそうだった場合については、第一小学校、第二小学校に順次広げたいなどと思っております。

ただし、この推進室は、先ほど申しました事業が安定的に実施されるようになりましては解消させます。来年度から 3 年間、あるいは 4 年間で、ある程度の方向性が見えるまでこの別室をさせていただきたいなど、議会のほうにも御理解いただきたいなどと思っています。

その上で、皆さんとともに本当に住んでよかったと思えるようなコンパクトなまちづくり、その中で行政内部のいろんな人件費の問題も含めて、要するにお金には換算できない窓口の効率化が図られたとか、いろんな形で本来やらなければならない補助事業とか、税務の本格的な運用とか、それぞれの分野が専門的な分野で活躍できる土壌をつくりたいなど。その一端を各地区で担っていただきたい。そういうふうを考えているのが、私が考えている暮らしのコミュニティでございます。

このコミュニティ事業につきましては、私の単なるぼっと出の発想ではなくて、これについては中嶋前町長の熱い想いを私は引き継ぎながら、高齢化社会を迎える中、また少子高齢化の中で共働きといいますか、両親が働かれている家庭とか、そうじゃない、幼稚園がいいとおっしゃるような方、いろんなパターンがあると思います。そういった方々にきちんとお応えするためにも、この暮らしのコミュニティというのは有効な組織、そして運営になっていかなければならないと思っていますので、議員各位、あるいは町民の方々、企業の方々に御支援賜ることをお願いして、

私の答弁にしたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） ただいま町長のほうから答弁を詳しくいただきました。

御存じのとおり須恵町はコミュニティでは先駆者で、視察もたくさん受け入れてきているところでございますが、近年は宗像市がコミュニティでは進んでおりまして、効果を上げております。

宗像市は、平成9年に合併して、離島を含めて面積119.7平方キロメートル、143の自治区があるんですけれども、小学校区を基準に12のコミュニティに地区を分割して、地域全体で福祉、環境、教育などさまざまな問題に地域住民と行政が協働で取り組んでおります。町長が先ほど想定されている事業をおっしゃいましたが、宗像のほうがまさにこれをやっております、現在。実現して効果を宗像のほうでは上げているところでございます。

また、近隣町のほうでは、宇美町のほうが最近コミュニティが進んできておりまして、講演会、パネルディスカッションなどを開催したり、住民を巻き込んで住民とともに進むコミュニティということで発信をされているところでございます。

宇美町も面積が30.22平方キロメートル、49の行政区があつて、コミュニティが効果を上げているということでございますが、須恵町は20行政区で宇美町の約半分以下ということでございますが、先ほど田ノ上議員が言われた名張市も面積が129.8平方キロメートルあつて、174の行政区があり、宗像市同様に合併をしているところでございます。

宗像市は合併によって143の行政区になっており、また役場などの行政施設が4キロメートル四方に約40%が集まっているような状況の中で、今言われたような事業を展開されているわけですが、須恵町もコミュニティができた当初は合併論議が起こっておりまして、合併したときに早期にコミュニティを立ち上げて、須恵町の魂をなくさないために、またイニシアチブをとるために合併後はコミュニティが合併前の公民館の役割を果たしていくためにつくられたというのが、私たちがコミュニティを創設するときに聞いている話の中ではありますが、より迅速に住民サービスが行き届く新しいシステムづくりと言われておりましたが、須恵町のように面積が16.33平方キロメートル、そしてコンパクトな町です。役場まで行くのにさほど不便がなく、20の行政区もしっかりと活動しており、まとまっております。

この暮らしのコミュニティを展開していく必要性がどの程度あるのかなど。先ほど言われた事業も確かに効果がある事業もあるとは思いますが、これをこのコンパクトな町で、コミュニティに行くよりは役場に行ったほうが、足の悪い方は一小のコミュニティにしても階段がありますし、二小にしても学校の空き教室ということで、今状況的には個室が全てというか、一小も二小もないわけでございます。そういう中で役場に来たほうがいいんじゃないかならうかという思いもするん

ですけれども。

それと、今の3つの校区のコミュニティがそれぞれ事業をいろいろ行っており、お互いのコミュニティの事業内容や役員組織、活動状況なども違いますが、この3つのコミュニティが、先ほど否定するものではないと、感謝しているということですが、3つのコミュニティとも現在の事業はみんなで話し合って決定して、企画して実現して、誇りを持ってこの事業を活動しているところです。

3校とも区の温度差がありますし、暮らしのコミュニティの推進にはどのような影響があるのかなど。その影響についてもちょっと考えるところではございますが。

所信表明では、コミュニティ事業拡大して行うというものではないと言われておりましたが、現在の事業にプラスということは、拡大ではないのだろうかという気持ちもしております。

そして、組織をつくりかえるということですが、現在町長が言われましたようにコミュニティで活動している役員組織の人たちは、昼は仕事をもち、そして区の役員を兼任でございまして、区の仕事をした上に、そしてまたコミュニティの仕事をしているわけです。

第一小にしてみれば、みんなで考えてやっている仕事が祭りだけでなく安心安全の見回り、そして救急法の講演とか、また広報出したり、センターを活用するために親子のいろんな企画をもってセンターを活用していただいたり、それから展示会を行って、みんなに来ていただいたり、そしてそば打ちをやったり、みんなでセンターを活用していただくために努力をしているわけでございます。

そしてまた、事業委員会にしてもグラウンドゴルフ大会をやったり、バスタボーをやったり、みんなで頑張っていこうという事業をしたり、また町内の歴史ある施設を回ったり、今度はお見合いじゃないけれども、そういうこちらの若手と女性と男性を結びつけるような活動もやろうというふうに今計画もされているようでございます。

また、ボランティア派遣事業、そして祭り等もしている中で、先ほど言われた事業を別の組織でやっていくというか、今の役員さんたちの関係、そしてまた別の組織で会長とかいろんな方、事務局長、それからコミュニティ常勤職で全て組織のコーディネーターを置いてやっていくということでしたが、言えば役場のちょっと下請け的な事業というふうに感じるところもなきにしもあらずで、区の7区の方たちが寄って、今コミュニティということではいろんな形でみんなで話し合ってやっている事業にこれがプラスされたときに、コミュニティというのがどういふふうな精神的に変わっていくのかなということもちょっと感じております。

そして、私が質問を1回、28年の3月に暮らしのコミュニティの確立をということで、前町長に質問をいたしました。そのときは私も前向きに推進のほうでやっておりましたが、現実見てみるとすごく大変だなというふうに感じております。

そのときに暮らしのコミュニティということの具体的なものをお示しく下さいと前町長に言いましたが、前町長が言われた言葉は、目指すものは暮らしのコミュニティとは地域差、環境差をそれぞれある中で、やはりふるさとづくり、近くにあってつくるものだと言いましたと、そういう須恵町に対する湧いて出る思いを大切に、その中で知恵を出し合いながら地域の思い、この須恵町の中で地域に発信できるもの、また地域でつくるもの、そしてここは行政の仕事はコミュニティでできるよというようなものをしていただきたいと思います。

コミュニティが暮らしの中で精神的に役立っていただきたいみたいな話を回答されたわけですが、実際中嶋町長のときも具体的にこういう内容のものは出されてたので、私はそのとき質問をしましたが、こういうものを実際やるのは多分無理だろうと、難しいだろうということ魂なんだと、須恵町を大事に思う魂をこのコミュニティを通して、その中からみんなができるものを、自分たちから発想してつくっていくものなのだとすることをちょっと言われていたのを思い出して、今お聞きするのですが、中嶋前町長からの引き継ぎということではございますが、魂は引き継いでいかないといけないと思いますし、コミュニティにできるものは今後、いろんな形で今出されてありますが、非常に難しい面もあると思うので、話し合っただことだと思いますが、平松町長のカラーで行っていくという上でこの内容を出されているとは思いますが、非常に難しい問題があると思っております。

1つ例に出さしていただくと、高齢者の安否確認、災害時の防災拠点の機能化ということでございますが、今町長も言われましたので、区のほうからも自治防災組織等をつくるということで、区も動いている状況の中で、区で把握をして、それをまたコミュニティに上げて、コミュニティから役場に上げる。1つポイントを置くわけです。それよりは区の状況を何かあったとき役場の担当者につなぐほうが早いし、対応もできるし間違いも起こらないと思うんです。

そういうこととか、一つ一つ言えば大変なんですけど、人員の確保もいります。例えば週3回ですか、3つのコミュニティに人をやって相談窓口を開設すると。そしたら3人の人員が役場から抜けるわけです。それよりは相談される方が、コミュニティでも個室がありませんので、こちらのほうで個室を設けてやったほうがいいんじゃないかという、別に遠いところで広いところだったら来たほうがいいのかも、そのコミュニティがあったほうがいいのかもかもしれませんが、このようなコンパクトな町で、その必要性があるのかと。人員確保とお金が今以上にかかってくるという点で、これを推進する上で町長のお考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（三角 良人） ちょっと質問が……、要約できた。平松町長。

○町長（平松 秀一） 今の今村議員のお話だと、私の受け取った感じでは今のまんまのコミュニティでいいんじゃないかということだろうと思いますけども、これから10年、20年見たときに、今の自治体組織、この須恵町役場が今のまんま運営されているという保証ないんです。

私、なったときに言っているように、今は福岡都市圏の張りついた糟屋地区景気がいいです。でも、これは要するに、福岡市が景気がいいといっても、世界経済にもものすごく影響を受ける話で、今現在の財政規模が保てるのか、私は無理だと思っている。必ず不景気が来ます。

そのときの準備としていろんなことを私申し上げたと思いますけども、やはり町でできることの中で、地域でできることは地域でやっていただきたい。それには多少のお金がかかっても、それを今から準備しておくことによって、来るべきそういったものすごい不景気が来たときに、須恵町が須恵町として誇りを持って生き残っていくための一つの組織として、地域でできることは地域で解決していただきたいというメッセージです。

そのためにはお金もかかります。人もいます。それでその地域が一つの小さな行政体として機能していただくことによって、先ほど言ったように行政内部の組織、財政面も含めて検討に入れるわけです。今、須恵町が八十数億円です、予算が。ほかの町は百数十億円あります。隣町は基金が足りないと言いながらも財政規模100億円以上あります。

須恵町のこの財政規模で、当然決算報告でも言いましたように、現に景気がよかったら交付税減っているわけです。かといって、じゃあ税収が落ち込んだときに交付税その見返りははっきりやってくれるのかと、その分しないわけ。だから私は基金がなくなるのは怖い。常に言っています。そういったことが起きたときの状況に対応するためにも、町民の方々にきちんと説明をやって、できることはみんなでやりましょうということです。それをやらないと、恐らく早晩80億円程度の予算の自治体というのは荒波にのまれていくでしょう。その中でやりたくもない合併論議がまた出てきます。

自信を持って、先ほどおっしゃったように先の合併論議のときに、須恵町は何もないと。そうじゃない、コミュニティがあるんだと。これをきちんと紹介させて、ほかの町からそのアイテムをいただきたいと、精神的にすばらしい町だと言われるような町にして合併していこうと言ったのが当時のコミュニティをつくったときの、合併論議のときの原点だったと思います。近いうちにそれが起きるといえることですが、間違いなく、人口減が始まって。今はいいかもしれません。

先ほどコミュニティの件で、宗像成功してますよと。名前出すわけいきませんが、その当時教育長なさっていた方が今副市長なさってますけども、この方、県の教育者です。須恵町のコミュニティをしっかりと勉強されて、須恵町が停滞した部分を自分の能力で発揮できる場所で発揮なさっただけです。

常に須恵町というのは先陣を切ってアイテムは持っています。次のステップに入ったときに、要するに宗像市、今現在副市長になってらっしゃいますけども、やっぱり同じことを感じてらっしゃるんだと思います。それを考えたときに、コミュニティというのは非常に大きな役割を担っていただかないと、これからのまちづくりはできないと私は判断しております。

その上で先ほど自分たちでできることは自分たちでやると言っているけども、要は役場の下請けじゃないかと。そうじゃなくて、役場も含めて須恵町ということです。全体的な機能を果たす上で、皆が役割分担しなきゃ、全て役場が何でやらなきゃならないですか。町民づくりとはそういうことでしょうか。私はそう思っています。

だから、全てが役場に今来てます。先ほどの質問でも言ったように、簡単な穴ほげまで役場に來てるんです。簡単な苦情処理まで役場に來てるんです。臨時職員が多いとおっしゃるかもしれませんが、実務を行っている責任持ってやっている職員145人ぐらいしかいないんです。それが町民全ての方の要望応えられますか。

だから、コミュニティが、一番最初に言ったように、今現在のコミュニティを否定するものじゃありません。本当にありがたい。今まで以上に活躍してください、そこも含めた上で、みんなでその地区を守っていくコミュニティづくりの一端として暮らしのコミュニティをつくっていきましょうということを行っているんです。

ですから、いらないと言われるならやめます。議員の皆さんとか町民がいらないというようにやめます。そのかわり10年、20年たったときに、そのときにじゃあ何かやろうかといったときに、役場金なくなっていると思います、皆さんの要望に全部お応えするとしたら。

全てのことは、今の我々のためじゃありません。今住んでらっしゃる方のことも思わんといかんけども、これから須恵町に住まれる方、これから大人になっていく人たちが、やはり須恵町を愛していると言われるようなまちづくりをするためには、町民一丸となってまちづくりしないとだめだと思います。だから、私の所信表明でこの暮らしのコミュニティを言ったのは、言葉尻足りませんでしたけども、そういう意味でございます。

ですから、あくまでも研究はさせてもらいます。その上でだめだったら、何もそれをさっちがこの形でやりたいと言っているわけじゃないです。一つのタイプとして研究機関をまちづくり課の中につくって、その上で組織化ができるんだったらやるんだと。その上でだめだったらやめればいいんです。今までそのアクションも起こしてないわけでしょう、私はそう思います。

中嶋町長もやりたいとおっしゃいました。でも、アクションまでいかなかった。じゃあバトンタッチ受けた私は、中嶋町長の思いを継いでアクション起こすべきだと思います。そういう意味で今回の提案というか、質問にお答えしたと思っております。

○議長（三角 良人） 最後の質問になります。今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 町長の思いはよくわかりました。

ボランティア派遣事業等も今やられておりますが、この件についても組織が変わるときにお願いしたいのは、現組織では社会教育課とまちづくり課だけがコミュニティに入っているということで、ボランティア派遣事業は学校からの支援事業として結構要望が多いんですけれども、内容

として子ども教育課関係の事業である、学校関係は。なので、内容がよくわかってない学校とい  
いますか、あまりコミュニティとうまく連携がとれていないようなところもあるので、子ども教  
育課の職員もぜひ今度入ってほしいというような声がコミュニティのほうから上がっておりまし  
て、その件は現実的な問題としてかかわっていただきたいなと一つ思っておるところでございま  
す。

それと、本当にコミュニティが、この大きな改革ですので、これを受け入れるのだろうかとい  
うのが一つあるんです。例えば、一つの施設が整って初めて自治コミュニティができるんじゃない  
かと私は思ってるんですけども、第二小学校は学校内にあるのは、前町長が前回のとき答弁  
で言われていたのは、一応学校施設内が便利だからということで、外のほうの校庭内とかそちら  
に移ってほしいと、新しいのを建てるからということであっても、やはり学校コミュニティだか  
らということで、その辺は譲らなかつたというお話を聞いておるところでございます。

そういうことで、やはりコミュニティが本当にこれを受け入れるのかなということが一番のポ  
イントになっていくところであると思うんですけども、あと本当に、先ほど言われたみたいな  
軽微なインフラ事業というのは、確かに安価でできるので、こういうのは役場がするよりも、コ  
ミュニティでするほうが効果があるのかなとは思いますが。

確かに、いろいろ、今、事業を言われてありますけれども、本当にここでやったほうがいい事  
業と、やっぱり役場でやったほうがいい事業というのを、しっかりとコミュニティの中で話し合  
ってやっていただけるものと確信はしております。

そこで、32年度からは、早速第三小校区をモデル地区にということで、一番第三小校区がや  
りやすい。施設も、今度、きれいになりましたし、足の悪い方でも誰でもいらっしゃる所であり  
ますし、車もとめられますし、一番まとまってやりやすい所ではあるのかなというふうに思っ  
ておまして、早速そこからやっていくということでございますので、それを見て一小、二小のほ  
うも、今後、検討事項には入るのだろうということはわかりました。

今後、どういう形になるかはわからないですけども、一つの町の組織としてコミュニティも、  
暮らしの、須恵町の中で一つの歯車になって動いていただきたいという町長の思いが中心になっ  
て、この大きな改革をやっていこうと。先を見越しての改革だということで理解をいたしてお  
りますので、今後、しっかりと話し合っただけで組織的に問題がないように。

また、コミュニティのこれからの役員とか、かかわっている方たちの意気が下がらないように、  
その辺は配慮していただきながら、コミュニティを盛り上げていただきたいと思ってお  
りますので、よろしく願いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（三角 良人） これで、今村君の一般質問を打ち切ります。

.....  
○議長（三角 良人） 次に、7番、松山力弥君。松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 暫時休憩だと思って、ちょっと油断しておりましたけど。議席番号7番、松山力弥です。

今回は質問事項といたしまして、高齢者運転による事故対策について質問させていただきます。

須恵町の7月末時点での人口は2万8,438人で、男性1万3,923人、女性1万4,515人です。そのうち70歳以上は5,096人、比率にいたしまして19.92%。80歳以上が1,758人で6.18%に上ります。まさに高齢化が進みつつある状況でございます。

そのような中で、高齢者による自動車運転の重大事故が全国的に見ても多く発生しております。その多くが、人命に関わる事故の発生が顕著になっておるわけでございますが、このような状況にもかかわらず、当町においては公共交通機関ともいえる西鉄バスは、収益性の観点から便数が減らされ、JR香椎線においても、先ごろ昼間の便数が減らされるなど、利用者にとって利便性が減少しております。

あわせて須恵町においてはコミュニティバスを運行しておりますが、公共交通機関との整合性や比較的走りやすい道路で運行しているのが現状であり、便利だとは言いがたい状況でございます。

須恵町の地形は、丘陵地帯に属しており、佐谷観音谷地区や上須恵皿山地区、甲植木地区の一部、乙植木大間地区などはもちろんのこと、コミュニティバスを利用するには非常に不便であり、自家用車を使用しなければならない生活しにくい状況であります。

特に、高齢者が住む中で、移動手段が極端に制限される地域を含み、高齢者が自家用車の運転に頼らないと生活できない状況は、我が町においても高齢者による重大事故が発生する可能性があるかと判断されます。

高齢者には、警察等で免許証の自主返納を促してはいますが、須恵町においては28年度が24人、昨年度が51人、年間50人ほどの人が返しているのが現状でございます。これをもっとふやす方法はないのでしょうか。

事故を起こすということは、自己責任であることは間違いありませんが、行政として、事故につながる要因を軽減することは責務と考えます。

そこで質問しますが、当町において高齢者運転による事故軽減策を考えておられるでしょうか。合わせて高齢者が極力自家用車を運転しなくてもよいように、コミュニティバスの利便性を上げることは考えておられるでしょうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えしますけども、確かに松山議員が住んでらっしゃる所はコミュニティも行かないし、バスも来ないし、切実な問題だろうかなと思っておりますけども、本来であれば公共交通機関ともいわれる西鉄バス、あるいはJRが機能していただければいいんでしょうけども、なかなか満足のいくような形にはなっていない。これは私どもも感じているところでございます。

今、議員がおっしゃったように、ただこの西鉄バスにしてもJRにしても、独立した会社でございますので、おっしゃるように経営に係ることであって、強く要望して便数をふやす、西鉄バスにしてもですね。できないことはないと思います。

ただ、今まで以上に財政負担を須恵町に強いる、というような形じゃないと、ちょっと西鉄バスの場合は難しいのかなと。JRについても同じことなんですけども、このJRが難しいのが、JR沿線沿いの各自治体一丸となって、今、昼間ちょっと間引きましたよね。

今まで、非常に20分に1回とか、往復でいうと10分に1回ずつ来てたわけですが、それが昼間は間引かれていると。これも経営に係ることでしょうし、駅員がいなくなったということも経営だろうと思います。そういったこと考えると、我々地方に住む須恵町の住民からすると、本当に不便になったということです。

今、おっしゃった高齢者の問題で言うと、自動車に自分で運転せざるを得ないと。病院にも行けないし、特に、コミュニティバスも通ってないような地域の人たちには買い物一つにしても、病院にしても、いろんな面で自分で運転せざるを得ない状況だということです。

それを考えると、今、御指摘のとおり、非常に利便性の高い循環型のものがあればいいのかなと思っておりますけども、まず、1点目の高齢者に対する事故軽減策として考えられるのは、運転されると事故起きます、もう間違いなく。

総務課、あるいは関係各課にこの質問が出た段階で、私自身も思っていたことで、本当に、こうタイムリー的に質問していただいて、お答えできる機会をいただいたということを非常に感謝しているわけですけども、免許証返納制度を準備したいと。

できれば来年度から免許証の返納制度をつくりたいなど。条例になるのか、規則なのか、要綱なのか、そのあたりは担当課にさせますけども、内容としては、75歳以上の方々が免許証を返しますよとおっしゃった場合には、内容としては、現在、実施しております福祉タクシー券の制度があります、の交付を準用した形でルール化して、返納された高齢者の方に初乗り基本料金を助成したいと。年間60枚を交付したい。

交付された年のみ交付すると、1年でタクシー券だったら返さんと言われるかもしれませんが、ルールは設けたいと思いますけども、85歳まで毎年60枚のタクシー券は交付するとか。あるいは88までの米寿まで交付するとか。

高齢者の方々が、免許証を返納しやすいような形でルール化したいなということで、既にこの一般質問を議員からいただいた時に、これはもう自分も思っていたことですから、担当課に言って、今、準備に入らせました。

皆さんのほうに12月に報告できるか、3月の議会、3月の議会皆さん忙しいから一般質問されないと思いますけども、いずれかの時点で皆さんのほうにいい形で報告したいなと思っております。

合わせまして、コミュニティバスについては、もうこれ既にまちづくり課のほうに指示は出しておりました。今現在、通っているコミュニティバスというのは、佐谷の山間部とか、上須恵の一部とか、それとか植木の平原地区とか、大き過ぎて入らないんですよ。

これについては、小型化しなさいと。これについて小型化して、ある程度便数というか、ランダムに回れるような、何と言うんですか、デマンドバスと言うんですか、手挙げたら。

これ、あんまりはつきり言うと、また地域公共交通協議会のほうでたたかれますので、大きな声じゃあ言えないんですけども、本当に利便性が高い低ステップの、9人乗りになるとまたちょっと大きくなりますから、そのあたりは担当課に任せたいと思いますけども、せめて田ノ上議員の家の前を通れるようなバスにはしたいかなと思っておりますので。

それをやると皿山の上のほうですね。確かに、あそこは急傾斜で危ないですよ、皿山のほうは。それと甲植木の一部、それと平原地区のほうに巡回バスが入っていけるということですので、そういった形を利用させていただきたいなと。

その利用する代金の問題についても、今度、ルール化して、高齢者については、合わせて何かサービスをやりたいかなと思っています。

満足いく答えになったかどうかわかりませんが、高齢者の方々が安心して住める町を考えると免許証は返してもらいたいな。ただし、その代替機能として、サービス事業として、福祉タクシー券を準用した部分をサービスをやって、コミュニティバスについては、できれば来年度中に、来年度中ですよ、来年度の頭じゃありません。来年度中に何とか実施できる方向で、担当課に、今現在、指示を出したところです。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 今、1つ、2つ分けて質問していたんですけども、そのうちの1つが運転事故軽減策について、75歳から85歳まで10歳ありますけども、大体85歳になったら免許証返納は、男の方はそこら辺が、寿命がそこら辺でございますので、大体結構でございますけど。

財源が高齢者に対しての結構、金使ってますんで、わかりますように、今年度敬老70歳以上

には祝い金がいかない。それも計算しますと約280万円弱は減らす。要するに財源が足りないわけでございます。

ここら辺も、今、町長が来年度中には検討するとございますけども、そこら辺もよく普通のバランスのとれた予算の組み方をせんと、子育てにも金が要る、高齢者にも要る、そうすると一般的なインフラ等が遅れていく。そこら辺もよく検討して、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、コミュニティバスでございますけども、私と大体考えが一緒でございまして、停留所が決められております。今、観音谷地区のことを言いましたけども、下方の私のほうは近いんです。ところが、名前出してですけど、健康福祉課理事の所は全く行かないと。もうあそこは過疎化されておるわけでございますから、そこら辺とか佐谷の田床地区が全く行かない。特に、高齢者が多いんですね。

そこら辺を考えますと、小さな車にして、停留所なしにして、仮に私が思うのは、郵便局、病院、スーパーですね。そこら辺は駐車場があるから停留所は要らないんです。そこら辺に、どこ行きたいよと言ってくれたら行く。まだバスが来ないなって、そこら歩きよったら黄色いカードか何か持っておって、それを振ったら止めてくれるとか。そういうようなシステムを考えられれば考えたい。

全般的に停留所に行かなくても乗れるような。歩いていたら乗せてくれるような。そういうことも一つ利便性がよくなるんじゃないかなと思っておりますけど、担当課とよく検討して、していただきたいと思えます。

それと、もう一つ農業者がどうしてもトラックの運転はせないけないので、これ返納ができないんですね、恐らく。今、農業の担い手もいなくて、子どもがしないんで、恐らく85歳まででも農業せないかと。これが絶対車の免許の返納ができないんですね。

ここら辺について、ちょっと難しい問題ですけど、町長、その辺までのお考えは。

もう質問するのがありませんで、これぐらいちょっと何か考えてください。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 基本的に返さんという人に返せという方法はないと思えます。特に、これからの時代で考えると、高齢者も運転されるでしょうけど、きちんと車整備していただいて、ブレーキ踏んだらとまるように、そういった整備をしてもらって、安全に乗っていただくという方法しかちょっとないのかな。

○議長（三角 良人） 松山君。

○議員（7番 松山 力弥） もう質問でありませんが、参考のためでございますが、先ほど言いましたが、平成28年度は24人、去年が51人、ことしが6月1日で22人の方、返納者がおるんで、恐らく、今、町長がそれを実行いたしますと、返納者が、恐らく100人以上はなる

と思います。

それと、須恵町においては、年々70歳以上は毎年1%ずつ高齢者になっていますので、そこから辺よく考慮しましてから、今後の町政の運営をお願いしたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時20分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願ひます。

次の本会議は……。原野君。

○議員（11番 原野 敏彦） 一般質問お疲れさまでした。2番目に一般質問されました児玉議員の発言に対して、議事録の削除を求めたいと思ひます。

内容的には、今、町長もちょっと話されましたけども、生活保護関係を一般質問にかけて、その内容を報告という形で言われました。

この件に関しまして、議会運営委員会のほうで内容を検討して、これは県の事業としてのことで、須恵町としては、諮らないということで決めておりますので、そのことを一般質問前に報告しようと思ひ、言葉が出ましたので、議事録のほうでそれを削除していただきたいということで動議を出します。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 原野君の意見に賛成の方、動議に賛成の方。——それでは、動議を受け付け、採決に入ります。動議に御賛成の方の起立願ひます。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） はい、ありがとうございました。賛成多数でございますので、児玉議員の一般質問に入る前の発言を議事録から削除したいと思ひます。

次の本会議は9月14日午前10時から行ひます。

本日は、これにて散会します。

午前11時10分散会

---

議事日程(第3号)

平成30年9月14日 午前10時00分開議

- 日程第 1 発議第 2 号 児玉 求議員に対する辞職勧告決議について
- 日程第 2 議案第 5 3 号 平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 5 4 号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 5 号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 6 号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 1 号 須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 6 2 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 6 3 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 6 4 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 6 6 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 15 議案第 6 8 号 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 16 議案第 6 9 号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 17 議案第 7 0 号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 18 請 願 「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書」について
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 2 号 児玉 求議員に対する辞職勧告決議について
- 日程第 2 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 8 号 平成 2 9 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 5 9 号 福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第 9 議案第 6 0 号 須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 6 1 号 須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 6 2 号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 6 3 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 6 4 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 6 6 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 1 5 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 6 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 8 請 願 「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書」について
- 日程第 1 9 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 0 議員の派遣について

出席議員（14名）

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	吉松 辰美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 議長、動議。

○議長（三角 良人） 8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） この場で児玉求議員の辞職勧告の動議を提出いたします。

○議長（三角 良人） ただいま猪谷繁幸君より、児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案の動議が出されました。

本動議には、会議規則第15条の規定により、提出者のほか1名以上の賛成者が必要であります。

ここでお諮りします。本動議に御賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 所定の賛成者がありますので、本動議は成立しました。

ただいま児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案が提出されました。

須恵町議会会議規則第13条に規定する議案の提出要件を満たしているため、本議案を日程に追加し、議題とすることに賛成議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、本議案を日程に追加し、議題とすることは決定されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を議会運営委員会が終わり次第とします。休憩に入ります。

午前10時03分休憩

-----  
午前10時22分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど日程に追加した議事日程及び議案は、タブレット内に配付しています。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。退場ですが。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと私……。

○議長（三角 良人） ちょっと待って。退場しない。いい。退場しない。

○議員（1番 児玉 求） いいえ、退場します。

○議長（三角 良人） いや、退場しないでもいいよ。意見、申し出があれば。

○議員（1番 児玉 求） はい、申し出があります。

○議長（三角 良人） 退場拒否。はい、児玉求君。ちょっと待って。違う、違う。ルールが間違  
うた。退場拒否がありました。退場に御賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） わかりました。退場に賛成多数でございますので、児玉求君、退場をお願  
いします。

〔児玉求議員退場〕

---

### 追加日程第1. 発議第2号

○議長（三角 良人） 追加日程第1、発議第2号児玉求議員に対する議員辞職勧告決議案につい  
てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 自席でよろしいでしょうか。

○議長（三角 良人） いいっちゃろう。違う。こっち。（「はい、登壇です」の声あり）登壇で。

○議員（8番 猪谷 繁幸） それでは、提案理由を説明させていただきます。

申すまでもなく我々議員は、民主主義の制度のもと町民より選ばれ、法律規則にのっとり自  
らの職務を全うするものです。また、議会制度は権力を行使するに当たり、厳格に法律規則で規  
制されています。その法規ルールを守れない議員は、民主主義を否定し、その制度で選ばれた自  
分自身を否定しているようなものです。

平成30年9月10日第3回定例会一般質問において、児玉議員は議長の注意にも従わず、逆  
に食ってかかる態度を示し、町長の答弁で既に回答のあった事項についても質問を繰り返す。議  
会運営委員会において、既に却下された質問案を報告と称して述べる。議会の成立させるルー  
ルを顧みない振る舞いは、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

あわせて決算審査特別委員会においても、しばしば声を荒げて自説を主張しやまない態度。つ  
いに文教厚生委員会においては、委員長長の注意にも従わず、声を荒らげ、発言停止の処分を受け  
ています。

また、調査と称して、事前の連絡もなく休日の中学校に押しかけ、たまたま出勤していた教員  
に無理を通し、校舎内に入る行為は、議員の権力行使として非常識であり、社会人としても非礼  
極まりないものです。

さらに、執行部に対する資料請求を議長の許可なく強要し、即日に回答文書を求めることは、  
執行部の業務を停滞させる行為であり、議員は慎まなければなりません。また、議長の許可なき  
資料請求は越権行為にほかならないものです。

本定例会にかかる問題行動が、主なものだけでもこれほどあります。

もとより児玉議員の身勝手な振る舞いは今回に限ったことはなく、当選以来、毎回本会議で繰り返してきたものであります。議長、同僚議員の注意も効果はなく、回を重ねてきました。議会のルールを守れない議員に対し、これ以上議会議員を続けさせることは困難だと言わざるを得ません。よって、児玉議員はみずからの意思で議員を辞職するように勧告するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。原野君。

○議員（11番 原野 敏彦） 反対討論をいたします。

今、るる猪谷議員から説明がございました。執行部の方も御存じのことだろうと思います。今、私もこの議場に来て、この動議が出されるということを知りました。その前にこういうことがあったから、議会でちょっと話をしてくれということで、内容は若干聞いておりましたけれども、きょう、こうして本会議場で動議が出ることは知り得ていませんでしたので、反対理由をまとめておりませんが。

ただ、やはり町議会に付託をされて当選してこられた議員でもあります。その中で1年生でもあり、1期生ということで、いろいろ勉強もされながら、議員としての活動をやってこられたんだろうと思いますし、共産党ということでいろいろ反対意見を、まあ地方創生に関係ないことを言われていたけれども、ただ、議員が……。人それぞれですから、我慢できるもの、できないもの、いろいろあるかもわかりませんが、刑事事件を起こしたわけでもないですし、議会の中でのルールを守らなかったということで、毅然たる態度で委員会においても本議場においても、議長様もしくは委員長さんの毅然たる説明の仕方でも進めていけるものだろうと私は思っておりましたし、あと、来年の4月にも改選がございまして、その中で辞職を勧告するというこの大きな問題に対して、私はどうも有権者の方々のことも考えまして、そういうふうな観点から、ちょっときついんではなかろうかということで反対を申し述べます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 次に、賛成討論。田ノ上君。

○議員（6番 田ノ上 真） おはようございます。ただいまの発議2号に関して、賛成討論をするものです。

ただいま提案者がたくさんの理由を並べておられましたが、今回の定例会においてもこれだけのことがあり、そして、私、同じ委員会でございますので、児玉議員が当選以来ずっと一緒に仕事をしてきたわけですが、やはりさまざまな意見があるのはもとより、さまざまな人が

いて、これだけの議員がいて、議論を交わして、町政に貢献していくということである以上、意見の相違は大いに結構なことだと思っております。

しかしながら、我々ルールと制度にのっとなって議会を運営しているわけで、何でも言いたい放題というわけにはいかないわけです。1年生でございますから、制度そのものが最初のころはわからないかもしれないですが、ここまで来てもう4年目ですから、1年生とはいっても素人ではない。それが法を、まあ町においては条例ですが、制定する側の議員が遵法意識に乏しい事例が多々あり、そして法を守る、そしてルールにのっとなって物事を進めていくということに関して、大変自分自身の向上心をお持ちでない。その結果、議会が大変混乱を来し、今に至っているわけでございます。

私、1期目のときは、一般質問で議長が声を荒げて、また、町長が荒げてというようなことはありませんでした。議員は、やはり紳士であるべきだと思っております。町民を代表するようなこの場で、人を威圧したり、声を荒げて物を言ったり、にらみつけたり、そういう態度は慎まなければならないのはもとよりでございますし、こういったことは、やはりこの場に立ってこそわかることであり、私はむしろこの辞職勧告決議、今に至ってこれが出るというのは、むしろ遅かったんじゃないかなと思うぐらいの思いを持つものでございます。

いろいろ細かいこと、ああいうことがあった、こういうことがあったというのをつけ加えるのはたやすいことですが、それを言う場ではございませんので、先ほど提案者が列記されたさまざまな事項を聞きまして、これは辞職勧告にふさわしいと思ひまして、私の賛成の意見とさせていただきます。

○議長（三角 良人） 反対討論はありますか。反対討論。

○議員（2番 世利 孝志） 反対、反対というか、両方……。反対討論。

○議長（三角 良人） 違う、違う。反対か賛成です。

○議員（2番 世利 孝志） 反対のほうで。

○議長（三角 良人） 世利君。

○議員（2番 世利 孝志） 今、賛成と反対といろいろ意見出ましたけど、私は反対をするほうの意見のほうに今、手を挙げましたけども、原野議員が先ほど言われましたような形で、私も児玉議員も1期生ということで、私も勉強不足のこともあるし、かといって議会を無視したというふうな意見、田ノ上議員もどちらのほうからも。ですので、私は辞職勧告というよりも、例えば一応指導という形の、これだけ議会で拒否されたということについて、もう重く受けとめておると思ひますので、今回私は反対したいと思ひます。

○議長（三角 良人） 次に、賛成討論。松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 私、発議第2号につきまして、賛成討論させていただきます。

須恵町議会におきましても、議会というのは、議長の采配のもとに議事進行するわけですが、私も児玉議員には同じ佐谷区と同僚としていろんなことを、私ができる限りのことを教えてきましたが、全くそのかいなく、こういうことになつとるわけですが、一回私も退場動議を出して、退場させていただきましたが、それから一向に更正がありませんので、先輩たちがつくったこの須恵町議会の品位を落とすと。落とされておりますので、こら辺は一回こういう、勉強していただいて、再度更正したいものを願うものでございますので、この案に対しまして、私は賛成させていただきます。

○議長（三角 良人） 次に、反対討論。討論ございません。賛成討論。ございませんね。これにて討論を終決します。よって、議案第2号児玉求議員に対する議員辞職勧告決議について採決に入ります。本案は、児玉求議員に対する議員辞職勧告です。よって、発議第2号は猪谷繁幸君提出議案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、発議第2号児玉求議員に対する辞職勧告決議については、可決されました。

ここで、児玉求君の入場を認めます。

〔児玉求議員入場〕

○議長（三角 良人） ここで、児玉求君に起立を求めます。発議第2号について、児玉求君に議員辞職勧告が可決されましたことを報告します。

児玉君より弁明の申し出がっておりますが、弁明を許可する方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） ただいま除斥されておりました児玉求君より弁明の申し出がおります。今、起立多数でありましたので、よって、児玉求君の弁明を許可することに決しました。手挙げてください。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 本会議の朝一番の動議で、非常に残念であります。私といたしましては、議員辞職勧告される理由はないと。もうもちろん理由は説明していただきますが、私といたしましては、どの議員よりも町民のために頑張ってきたという自負がございます。非常に勉強不足ありますが、今後とも私は須恵町民のために、選ばれた議員として、皆さんがどうおっしゃろうと、町民のために私は邁進して、これからも議員として活動をしていきますので、その決意を報告いたします。

○議長（三角 良人） 討論に入ります。御意見のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

日程第2. 議案第53号

日程第3. 議案第54号

日程第4. 議案第55号

日程第5. 議案第56号

日程第6. 議案第57号

日程第7. 議案第58号

○議長（三角 良人） これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第53号から議案第58号の6議案はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第2、議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第55号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。決算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

審査に際しまして、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に、去る9月5日、6日、7日の3日間、審査を行いました。審査内容の詳細につきましては、議長、監査委員を除く議員12名の特別委員会であることから省略をさせていただきます。

それでは、各議案についての報告に入ります。

議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額88億4,149万9,620円、対前年度比1.6%減に対し、歳出総額85億183万5,156円、対前年度比1.8%の減で、歳入歳出差引額は3億3,966万4,464円となり、過去最高額となりました。

経常収支比率は86.7%で、前年度比1.9%ポイント低下になりましたが、この指標は、町

村にあつては70%程度に収まることが妥当とされていますので、依然として財政構造の硬直化、ゆとりがなくなっている状況は続いています。

29年度は翌年度へ繰り越す財源はなく、歳入歳出差引額が実質収支額となり、8年連続黒字決算となっています。

この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は8,036万6,000円の黒字に、また、単年度収支に実質的な黒字要素、赤字要素を控除した実質単年度収支も1億367万1,000円の黒字となっています。

財政調整基金は、町有地不動産売り払い収入等を2,608万2,060円と積み立てましたが、一般会計へ不動産売り払い収入償還金の財源として277万7,060円の繰り出しをしましたので、結果2,330万5,000円増額となり、総額は23億2,241万8,000円となりました。

歳入においては、歳入全体の予算減額及び調定額並びに収入済み額は前年度より減少し、不納欠損額、収入未済額が増加しているため、収入率が0.06ポイント減少しています。また、町税の徴収率は94.93%で前年度に比べ上昇していますが、糟屋地区内ではいまだ下位に位置しています。

自主財源では、町税が29億4,703万8,000円で、町民税の個人分では納税義務者の増加、法人分では新規参入事業所の増加などにより4,916万7,000円の増で、固定資産税は事業所の増加、住宅新築などにより4,935万円の増、軽自動車税は税率引き上げにより208万9,000円の増、町たばこ税は1,620万1,000円の減でしたが、全体では2.9%、8,440万5,000円の増収となりました。

繰入金は、財政調整基金繰入金が2億9,722万3,000円の減額、繰越金は5,909万5,000円の増額でした。

依存財源では、地方交付税19億4,539万3,000円、前年度比金額で5,355万6,000円、率にして2.7%の減。

地方消費税交付金4億6,526万5,000円、前年度比金額で1,847万3,000円、率にして4.1%の増。

国庫支出金10億909万7,000円、前年度比金額で7,855万2,000円、率にして7.2%の減。

県支出金7億5,792万7,000円、前年度比2億2,140万5,000円、率にして41.3%の増。

町債は6億6,197万7,000円、前年度比1億161万7,000円、率にして13.3%の減となっています。

前年度に比べ自主財源は1億6,870万円の減、歳入合計に対する構成比も1.3ポイント減少しています。これは、町税が伸びたものの、繰入金、諸収入が減ったことに伴い自主財源が減少したためです。

29年度の地方債の借入額は6億6,197万7,000円で、主なものは臨時財政対策債3億1,677万7,000円、農業用施設整備事業債6,670万円、緊急防災・減災事業債が7,200万円、中学校施設整備事業債が1億7,330万円です。

また、年度末の地方債残高は6億6,139万4,000円で、前年度に比べると1億4,397万8,000円増加しております。

歳出において、前年度と比較した決算増減額の主なものは、総務費では、プレミアム付商品券交付金1億3,800万円の減、オープンイノベーション戦略推進業務委託料1,996万9,000円の減、オープンイノベーションセンター建設工事請負費1,141万6,000円の減。

民生費は、障害者支援費、自立支援給付費3,795万6,000円、保育所等施設整備事業費補助金2億3,449万2,000円、国民健康保険特別会計繰出金3,300万円の増、アザレア幼児園建設工事請負費2億9,376万円の減です。

衛生費は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金4,959万5,000円の減。

農林水産業費は、旅石地区水路改良工事請負費8,900万3,000円の増、尾黒ため池改修工事請負費1,521万7,000円の減。

商工費は、プレミアム付商品券発行事業補助金2,634万8,000円の増。

消防費は、城山防災会館（仮称）建設工事請負費9,535万3,000円の増。

教育費は、須恵東中学校大規模改造工事請負費2,678万2,000円、須恵中学校校舎外壁工事請負費9,655万2,000円、文化会館空調更新工事請負費4,908万6,000円の減額です。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧工事請負費92万9,000円の減。

公債費は、第三小学校用地取得費6,571万円の減額となっています。

これを性質別で見ると、主なものは、人件費12億3,702万7,000円で、前年度比2.6%、3,083万8,000円の増。

扶助費17億5,385万1,000円で、8.5%、1億3,788万4,000円の増。

普通建設事業費7億6,590万円、32.6%、3億7,063万8,000円の減です。

29年度の特別会計への繰出金は7億2,875万5,812円で、前年度より5,034万3,837円の増額となりました。

国民健康保険特別会計は3,552万580円増加しています。これは、県から交付される調

整交付金が減ったことで、収支が悪化したことによるものです。国民健康保険は平成30年度から県が財政調整運営の主体となり、須恵町の本来の税率である標準保険税率を示すことになりました。今後税率の大幅な上昇とならないよう、保険事業の充実及び医療費の削減対策を講じ、計画的な財政運営が必要です。

繰出金の主なものは、国民健康保険特別会計3億2,869万5,634円で、前年度比3,552万580円の増。

後期高齢者医療特別会計8,699万6,178円で、854万9,257円の増。

公共下水道特別会計2億6,848万9,000円で、68万4,000円の増。

農業集落排水事業特別会計4,457万5,000円で、559万円の増額です。

質疑として、歳入の諸収入において、運賃収入と運賃外収入についてがあり、コミュニティバスの広告収入増の検討との意見がありました。

歳出では、総務費において、業務分析事業業務委託アウトソーシングの状況について、町有地測量業務の件数について。

民生費において、臨時福祉給付金の不用額について。

衛生費において、環境美化集積所火災の状況、復旧工事の内容について。

教育費において、特別支援教育就学奨励金について。

災害復旧費において、工事請負費の額についてなどの質疑がありました。

討論において、業務改革モデルアウトソーシング業務委託事業については、臨時職員の雇用を外部委託にするとの理由等において反対するとの反対討論がありました。

質疑、討論を踏まえ、採決の結果、賛成多数で認定としております。

議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支ですが、歳入総額36億2,805万6,793円、歳出総額36億2,264万184円で、歳入歳出差引額は541万6,609円となっており、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ると76万1,231円で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支はマイナスの3,805万2,593円となり、赤字となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は92.5%、そのうち国民健康保険税が64.9%です。歳出合計の予算に対する執行率は100%となっています。

対前年度比較ですが、歳入では、国民健康保険税が2,374万1,522円で、率にして4.5%、繰入金が3,552万580円、率にして12.1%の増です。国庫支出金が4,366万4,222円、率にして5%、療養給付費交付金が3,767万5,007円、31%、前期高齢者交付金が1,834万6,733円、2.1%、県支出金が6,075万3,313円、

28.3%、共同事業交付金が586万700円、0.7%の減となっています。

歳出では、保険事業費が141万7,357円、率にして7.5%、諸支出金が2,447万7,322円、161.1%の増です。保険給付費が6,775万3,849円、3%、後期高齢者支援金等が1,303万4,692円、3.5%、介護納付金が309万8,270円、2.5%、共同事業拠出金が5,152万822円、6%の減です。

平成29年度の国民健康保険税の徴収率は現年度91.77%で、前年度比0.53ポイントの増、滞納繰越分12.18%で、0.12ポイントの増となっており、全体では64.92%で、前年度より0.96ポイント上回っています。

不納欠損額は1,234万3,700円で、人数は103人となっています。

本年度の決算額は、前年度と比較すると、歳入が約1億780万円、歳出が約1億860万円の減となっています。これは、平成29年度に税率改正を行ったため、国民健康保険税は収入済み額がふえてはいますが、被保険者数の減少により総医療費が減少、それに伴う国の負担金、国保連合会からの共同事業交付金等が減少したことによるものです。

また、県の財政調整交付金の医療費抑制市町村分及び共同安定化事業拠出超過補填分の減額の影響により、国保会計の赤字補填のための一般会計繰入金は7,700万円となり、前年度と比較すると3,300万円の増となりました。

質疑では、歳入の国民健康保険税において、未納、不納欠損に対する取り組みについての質疑がありました。

討論では、国民健康保険税における不納欠損額、収入未済額が多く、低所得者に対する保険税の取り組みに対して不足、不満があるので反対するとの反対討論がありました。

以上、採決の結果、賛成多数で認定することとしております。

議案第55号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

実質収支ですが、歳入総額3億2,234万9,639円、歳出総額3億651万354円で、歳入歳出差引額は1,583万9,285円となっており、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.7%、調定に対する収入率は98.7%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.8%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億2,015万7,060円、歳入合計に対する構成比は68.3%と、3款繰入金8,699万6,178円、歳入合計に対する構成比27%が大半を占めています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金2億9,830万3,549円、歳出合計に対する構成比97.3%が主なものです。

以上、採決の結果、賛成多数で認定することとしております。

議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額は10億5,443万8,306円で、前年度比5%、5,572万3,901円の減です。歳出総額は10億4,180万6,413円で、前年度比5.6%、6,148万969円の減です。歳入歳出差引額は1,263万1,893円、繰越明許費繰越額が550万円で、実質収支額は713万1,893円です。単年度収支は25万7,068円で、黒字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は95.7%、調定に対する収入率は98.8%で、前年度と同額です。歳出合計額の予算に対する執行率は94.6%で、前年度比5ポイント減です。

歳入では、負担金が供用開始面積の増により前年度比31.4%、1,264万8,200円の増となりました。使用料等は、公共下水道への接続がふえたことにより、前年度比5.4%、1,293万6,160円の増となりました。

国庫補助金は前年度比16.7%、2,050万円の減、繰入金は前年度比0.7%、217万4,000円の増、下水道事業債は前年度比15.2%、5,960万の減となりました。

歳出では、総務費が前年度比3.8%、795万6,931円の増、下水道事業費が17.8%、7,914万5,938円の減、公債費が2.2%、970万8,038円の増です。

町債の今年度借入額は3億3,270万円で、償還未済額は66億9,952万5,433円となっています。

なお、下水道普及率は82.9%です。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額は7,926万4,449円で、前年度比3.5%、268万1,788円の増です。歳出総額は7,628万3,584円で、前年度比4.3%、311万8,682円の増です。歳入歳出差引額は298万865円、実質収支額も同額で、単年度収支は43万6,894円の減となりました。歳入合計額の予算に対する収入率は100.7%、調定に対する収入率は99.7%で、前年度比0.3ポイントの増です。歳出合計額の予算に対する執行率は96.9%となっております。

歳入では、分担金が396万円の減となりました。繰入金は前年度比14.3%、559万円の増、下水道事業債は前年度比3.1%、70万円の増となりました。

歳出では、農業集落排水事業費が13.2%、153万1,541円の増、公債費が2.5%、155万8,516円の増です。町債の今年度借入額は2,340万円で、償還未済額は4億4,594万782円となっております。

質疑では、使用料及び手数料において、滞納繰越分下水道使用料の収入未済額と不納欠損額の状況についての質疑がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算の認定について。

営業実績は給水人口2万8,148人で、前年度比493人増加しました。年間総排水量は262万9,493立方メートル、年間総有収水量は252万3,424立方メートルで、2万5,646立方メートル増加し、有収率は95.97%、水道普及率は99.52%でした。

排水施設改良工事は、城山地区11工区水道管改良工事ほか11件が施工されています。

収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億1,073万164円に対し、同費用は5億1,970万4,465円で、差し引き9,102万5,699円の黒字となっています。前年度比106.3%、4,689万5,481円の増でした。

当年度未処理利益剰余金は、4億9,762万2,118円となっています。

資本的収支では、下水道工事に伴う負担金の増及び国庫補助事業である佐谷立毛地区緊急管路改良事業費並びに、緊急時用連絡管事業の工事請負費の増に伴い、国庫補助金及び企業債も増となりました。

収入2億1,171万5,560円に対し、支出は3億4,237万8,648円となり、差し引き1億3,066万3,088円の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されています。

採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより、議案第53号から議案第58号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより議案第53号について、討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

役場の業務が本年度から外部委託されるということでもあります。幼稚園教諭、保育士、栄養士等を含む229名の臨時職員を今後外部委託するものであります。

内容といたしましては、正職員の労働時間の短縮、行政コストの減少、住民サービスの向上とありますが、将来、正規職員の減少にもなるんじゃないかと思っております。

また、臨時職員の契約が1年で、通年5年勤務の無期転換の改正労働契約法にも抵触すると思えます。また、民間業務一括委託で、住民のプライバシー保護、役場が責任を持てるのかという問題がございます。

臨時嘱託職員の雇用もままならず、役場の業務を一括業務委託ということは、住民サービスの向上よりもプライバシー保護の面、また将来の正規役場職員の減少にもつながり、役場本来

の臨時職員から正規職員への道を閉ざすものでもあり、志免町、宇美町の連携もまた正規職員の減少にもなり認められません。よって反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 賛成討論はございますか。——これにて討論を終結します。

よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第53号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第53号平成29年度須恵町一般会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第54号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

29年度の国保税の不納欠損額は1,234万3,700円であります。収入未済額は2億8,305万3,031円であります。27年度は3,663万4,088円、28年度は3,619万918円、29年度は4,587万4,050円の未納額が出ております。毎年3,600万円以上の未納額がふえ続け、収入未済額と不納欠損額は平成13年から29年まで、概算ではありますが5億8,000万円にもなります。

滞納世帯も500世帯前後、短期被保険者も400名前後あり、高齢者、非正規の方が多く、高い保険税を払えない、こういう現実があります。

一般会計から3億2,869万5,634円の繰り入れは認めますが、さらなる繰り入れをして、国保税の未納をなくし、誰もが病院に行けるようにすべきだと思っております。

平成27年度の国保税40代夫婦、子ども2人、資産割5万と仮定したモデル世帯、夫の収入が225万1,000円、給与所得が139万6,000円のモデル世帯では、篠栗町の国保税は19万5,300円、福智町は21万800円、須恵町は22万3,500円で、篠栗町より2万8,200円も高くなっております。

子どもの均等割の軽減等を考慮して、篠栗町並みの国保税にすべきとして反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 賛成討論。今村君。

○議員（14番 今村 桂子） ただいま、児玉議員が反対をされておりましたが、低所得者に対しては軽減措置をきちんと設けております。

また、今決算におきましては、29年度の徴収率は現年度91.77%と、前年度比から0.55ポイントアップしております。また、滞納分につきましても12.18%で、0.12ポイントアップしております。

それと、今言われました一般会計からの繰り入れに関しましては、なるべく繰り入れをしないという方針が県のほうからも出ております。そして、何年か後には繰り入れをなくすようにという指示も出ております。繰り入れがあるということは、一般会計に関しましては国保以外の方、社会保険の方たちもその分を負担しているという状況でございますので、そこに不公平が生じておるわけでございます。ですから、繰り入れをなるべく一般会計からしないようにということで、現徴収している国保税というのは計算をされております。

ですから、できれば皆さんが、町民の皆さんがジェネリック医薬品にしたりとか、健康に注意をするなど、なるべく健康に留意をして国保のお金を使わないようにしていただくことが、一番のみんなの減税になるということでございますので、この議案に対しましては賛成でございます。以上です。

○議長（三角 良人） 反対討論。——これにて討論を終結します。

よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第54号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第55号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第55号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第55号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第56号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第56号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第56号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第57号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第57号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第57号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第57号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

議案第58号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第58号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第58号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第58号平成29年度須恵町水道事業会計決算については、原案のとおり可決し、認定することに決しました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。休憩に入ります。

午前11時20分休憩

-----  
午前11時30分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第8. 議案第59号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案第59号、1ページをお開きください。

提案理由として、介護保険法の一部改正により、県から保険者へ指定権限が移譲されたことに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要が生じたものです。あわせて、福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直し等に伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要が生じたことによるものです。

新旧対照表にて説明いたします。3ページをお開きください。

第4条4項に指定居宅介護支援事業者を追加します。

4ページをお開きください。

別表第2表ですが、ここの区分に指定居宅介護支援事業者が追加されます。県からの指定権限

が移譲されます。

第11条1項は、常勤の副広域連合長を非常勤の副広域連合長に変更するため、選任の規定を変更します。2項は、副連合長が連合長の職務を代行する規定、以下項ずれします。3項は文言の整理。第12条4項は、副広域連合長が関係市町村の長から選任される規定。第13条は、副広域連合長の任期の規定です。

2ページに戻りまして、附則、この条例は平成30年11月1日から施行する。

質疑として、指定居宅介護事業者とは何かというものの、回答は、ケアマネージャーがケアプランを作成し、事業者や関係機関と連絡調整する事業所とのことでした。重ねての質疑に、その事業者の規模はというものの、回答は、規模はさまざまというものでした。

討論として、町財政を圧迫する懸念があるとして反対というものがありました。ただし、この反対意見は議会に付託された審査との関連性が全く見出せないものですが、それはそれとして受け入れたものです。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第59号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第9. 議案第60号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページでございます。

提案理由として、災害時における初期防災活動等を行う自主防災組織の結成、促進並びに育成及び活動支援を行い、地域防災力の向上を図るため、当該条例を制定する必要が生じたので提案

するものでございます。

2ページをお願いします。

第1条で、制定の目的を自主防災組織の育成等を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全を確保するとしております。第2条で、この条例内の用語の意義を自主防災組織及び災害について定めております。第3条で、町長の責務を。第4条で、町民の責務を示しております。第5条で、自主防災組織の事業について予算の範囲内で助成するとしております。第6条で、必要と認めるとき、結成・育成について指導及び助言をしなければならないとしております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

質疑といたしまして、自主防災組織は全区に設立してもらおうのかとの質疑に、全ての区で区長会で設立のマニュアルを配付し、規約や計画の策定は総務課へ相談いただくようにしているとのこと。また、予算はどう考えているのかに対し、来年度に設立届を提出していただくことで考えているため、来年度当初予算に計上を考えているとのこと。また、説明会は行っているのかの質疑に、希望があれば対応し、現在、随時実施しているとの回答でございました。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第60号須恵町自主防災組織の育成等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町地域防災計画に定めるところによる、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等関係者による避難行動支援者に対する避難支援者等の実施を支援するため、基礎となる名簿

作成し、避難支援者等関係者へ提供して避難行動要支援者を災害から守り、安全を確保するため当該条例を制定する必要性が生じたので提案するもので、この条例につきましては、自主防災組織の育成等に関する条例同様、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、内閣府の災害対策基本法等の一部を改正する法律によりまして、市町村長は高齢者・障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て、消防・民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすることという住民等の円滑かつ安全な避難の確保のため、国の定めたガイドラインによる制定を行うものでございます。

2ページをお願いします。

第1条で、制定の目的を、第2条で、この条例内の用語の意義を、第1号で、避難行動要支援者、第2号で、避難支援者等、第3号、避難支援者等関係者について定めております。第3条、避難行動支援者の範囲を、第1号で、介護保険法等の規定による要介護3から5の認定を受けている者、第2号で、70歳以上のひとり暮らし高齢者、第3号で、身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、第4号で、県が発行する療育手帳の障害の程度Aの交付を受けた者、第5号で、そのほか災害発生時における支援が必要な者と定めています。第4条で、避難行動要支援者に避難支援者等を実施するための基礎となる名簿の作成について、同2項で、名簿に掲げる事項を定めております。

3ページをお願いいたします。

第5条で、名簿情報の提供は本人の同意を得なければならないとし、第6条で、町長は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において避難支援等関係者に対し必要な限度で前項の規定にかかわらず、避難行動要支援者全員の名簿情報を提供することができるとしております。

第7条で、名簿情報を提供するときは、名簿取り扱いに関する協定を締結するとし、第8条で、名簿提供を受けた者の名簿情報の漏えい防止の措置を講ずるとしてしております。第9条では、利用及び提供の制限を定めております。

4ページでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

質疑としまして、もう少し名簿をオープンにしていけないかという質疑に対しまして、避難準備・勧告・指示と3段階あり、今回、避難準備は避難準備及び高齢者避難開始に変わったが、これは避難に時間がかかる方や避難に支援が必要な方であり、特にこのような方々は、自主防災組織に名簿の提供をすることとしております。しかし、本人の同意がとれない方以外は、全ての個人情報を自主防災組織に提供することを考えている。個人情報よりも人の生命、財産が大事であり、災害発生した場合、支援が必要と認められる方は、本人の同意が得られない場合でも

町長の判断により自主防災組織へ提供することの説明でございました。

また、第10条で守秘義務があるが懲罰はないのかの質疑に対し、自主防災組織が持つ情報も個人情報保護法の適用を受けるため、法の罰則規定が準用される。なお、各区に対し個人情報保護法に関する研修会等の実施を検討しているとのことでございます。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第61号須恵町避難行動要支援者名簿に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第62号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案第62号の1ページをお開きください。

提案理由として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

3ページの新旧対照表をごらんください。

上位法である就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことにより、参照条文が項ずれを起こしています。改正前、15条第2号、下線部の「同条第9項」の文言が、改正後「同条第11項」となります。なお、改正により、上位法に挿入された2項は町に当てはまるものではありません。

2ページに戻ります。

附則、この条例は平成30年4月1日から適用する。

質疑として、なぜ上位法が改正されたのかというもの、回答として、事務が迅速になることを図ってのものと思われるとのことでした。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第62号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第62号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第62号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案第63号の1ページをお開きください。

提案理由として、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を定める省令が、平成30年4月27日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

4ページの新旧対照表をごらんください。

家庭的保育事業における連携施設の確保が困難な場合の緩和措置及び食事提供に関して、自園で調理できない場合、市町村が適当と認める事業者からの外部搬入を可能とする緩和措置の改正です。

第5条は、改正前、下線部が示す第6条に新たに2項、3項が追加されることにより、参照条文を明確にする改正です。第6条1項は、文言の整理、第6条2項は、4ページ、5ページにまたがりませんが、第1号において、連携施設との間の役割の分担及び責任の所在の明確化、第2号において、3項に掲げるものの本来業務に支障なき措置を講ずることで代替保育の提供緩和ができるというもの、3項は、連携協力者として小規模保育事業者及び事業所内保育事業者に係る規

定です。

第6条2項第4号は、食事の提供に関し、外部搬入を可能とする要件が追加されています。第45条は、第6条の改正に伴うもの、附則第2条は下線部文言の追加、同第2条2項は、緩和措置として、家庭的保育事業者は自園における食事提供につき、調理方法、衛生調理設備、トイレの設置を10年間適用しないことができるというものです。

附則、この条例は公布の日から施行する。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の反対討論をいたします。

保育園、幼稚園、認定こども園等において、保育士、幼稚園教諭が不足している園では、看護師、準看護師、保健師の職員が保育に当たることができるということでございますが、保育士・幼稚園教諭との専門性が違い、保育の質の低下を招きます。

まず、保育士・幼稚園教諭の待遇改善が先で、他業種より100万円前後も低い給与体系を見直して、働いていただくのが本来の姿であるということで反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 次に、賛成討論。これにて討論を終結します。よって、議案第63号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第63号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第63号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案第64号の1ページをお開きください。

提案理由として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによります。

3ページの新旧対照表をごらんください。

放課後児童支援員の資格に関する規定です。第10条3項の改正は、教員免許更新制に伴い、期限の切れていない有効な教員免許を持つものを指定するため参照する法、条文を改正しております。同条第10号は、第3号の改正とも関連しますが、「5年以上の経験者であり、町長が適当と認めた者」を追加します。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

質疑の際ですが、少々細かく叙述します。この第10号の新設で5年の経験を求めるのは、対象が限定され門戸が狭くなる。「町長が認めた者」との規定の新設は、町長の権限を強化するものとの発言がありました。この発言に対し、委員相互に注意をし、資格の規定がふえているのだから狭くなるわけではないと正しました。しかしながら、これは門戸が狭くなる、限定されるとの主張を繰り返す状態でした。幾ら何でもこのような理解では正常な議論ができないので勉強してくださいと発言を認めませんでした。すると、越権行為だ、そんなことを言って大丈夫ですかと恫喝されましたので、委員長長の指示に従えないなら発言停止の処分をすと言いつ渡しました。それにもかかわらず、再度、越権行為といいますので、これは須恵町議会委員会条例第8条の委員長の議事整理及び秩序保持権を侵害する発言と認め、同条例第18条2項に基づき、児玉求委員に発言停止の処分を下しました。討論はありませんでしたが、発言停止中の児玉委員が挙手したことに、ルールがわかっていないことを確認しました。討論を認めず採決しました。なお、その後ですが、続く2つの議案の審査の際、規定にはありませんが発言停止の処分を解く動議を出しますかとの催告をあえて委員会に諮ったのですが、動議なしで審査は終結いたしました。余談ですが、動議催告の際、当人が挙手したことに驚きました。

文教厚生委員会、賛成多数で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

現在、3小校区にあるわけでありますが、現状としまして常勤・非常勤の体制で行われております。常勤は約3時間お勤めされると、非常勤は2時間、週2、3回ということでございます。

そうしまして、なぜかと申しますと、従来は教員免許がなくても県の研修を受けた者であれば支援員というふうになっておるわけです。そして、就労する人が短時間、3時間です。だから、なかなか来る方が少ないということ、これが5年以上従事した経験者でないとならんということになれば、ますます誰も来ないんじゃないかなというお話でございます。

ですから、従来から保護者会を通しまして、町としても保護者会はもう保護者会でやってもらうんだと、町は補助金は出すけど後は口出ししませんよというのはもうこれ三角議長も酸っぱくおっしゃいました、これはです。

門戸を私は、門戸を開くためには、この5年以上の従事した経験という人を入れるということは、これは門戸が狭くなると、そのことを私はお話したわけです。ですから、ここに町長の決済も必要じゃないんじゃないかなということで反対討論といたします。

○議長（三角 良人） 賛成討論ございますか。——これにて討論を終結します。よって、議案第64号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第64号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第64号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。再開を13時といたします。休憩に入ります。

午後0時01分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第14. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第66号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第66号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページでございます。

自治功労者に下記の者を推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により、本議会の同意を求めるものです。住所、[REDACTED]。氏名、中嶋裕史。生年月日、[REDACTED]、70歳。

2ページの経歴書をごらんください。

中嶋前町長は、教育長を平成13年7月1日から平成14年1月31日までの7カ月、町長を平成14年5月1日から平成30年4月30日までの4期16年務められました。須恵町表彰条例の町長職、8年以上の規定に該当するため、自治功労者として推戴するものです。

以上、採決の結果、委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は同意です。よって議案第66号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第66号自治功労者の推戴については委員長報告のとおり同意することに決しました。

---

### 日程第15. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,757万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億3,609万2,000円とするものです。

第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条で、地方債の追加、変更は第2表地方債補正による。第3条で、債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるとしております。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正、1、追加、庁舎非常用電源設備等整備事業債、限度額500万円、庁舎1階窓口改修事業債、限度額2,880万円、どちらも起債の方法は証書借り入れです。

2、変更、道路改良事業債、限度額を2,380万円から2,990万円に変更するものです。

5ページ、第3表債務負担行為補正、1、追加、庁舎非常用電源設備等改修工事設計管理業務委託、限度額800万円、福祉センター改修工事設計管理業務委託、限度額140万円、子ども・子育て支援計画策定業務委託、限度額300万円を追加し、いずれも期間は平成30年度から平成31年度までとしています。

8ページ以降の事項別明細書です。

歳入の主なものは、13款2項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金685万4,000円、道路改良工事の補助金、採択率が上がったことによるものです。

14款2項県補助金は、ため池改修工事の補助金、農村環境整備事業費県補助金900万円、荒廃森林整備事業費県補助金165万8,000円。

16款寄附金は、宝満堂様からの寄附300万円とふるさと応援寄附金をネットPR拡充の成果として2,218万円補正するものです。

18款繰越金6,196万9,000円は、29年度決算実質収支額3億3,966万円から補正財源として一部計上するものです。

20款町債は、庁舎の非常用電源設備等整備事業、1階窓口改修事業に伴う起債、合わせて3,380万円と道路改良事業債610万円です。

歳出の主なものは、2款1項総務管理費は、庁舎1階窓口改修業務委託料3,200万円、ふるさと応援寄附金にかかる報償費、委託料ほかで、計1,163万4,000円です。

3款1項社会福祉費は、国民健康保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金435万7,000円、包括支援センター移設に伴う福祉センター改修工事設計管理業務委託料102万円の補正です。

6款1項農業費は、新屋敷井堰ワイヤーロープ取替工事請負費980万円、市場ため池改修工事請負費2,300万円。

8款2項道路橋梁費は、補助金の採択率増のため、一番田地区9工区道路改良工事請負費を1,900万円追加したものです。

9款1項消防費は、新生分団トイレ改修工事に伴う消防施設整備補助金125万8,000円と、7月の西日本豪雨時の費用を含めて新規に災害対策費を450万2,000円計上したものです。

10款5項社会教育費は、各行政区から要望があった公民館の空調設備の更新等の費用として、

類似公民館等施設整備費補助金を689万4,000円計上しています。

質疑として、歳入において、16款寄附金でふるさと応援寄附金の今後の展開、来年度予算におけるふるさと応援寄附金の捉え方についての質疑がありました。歳出において、2款総務費でふるさと応援寄附金の返礼品について、3款民生費で自殺予防対策の臨床心理士の出勤回数等について、6款農林水産業費で市場ため池改修工事について、10款教育費で南幼稚園の屋根修理及び今後について、佐谷区指定文化財樹木伐採業務委託料の工事内容についてなどの質疑がありました。

質疑を踏まえ採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第68号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第68号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第68号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 議案第69号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

国民健康保険特別会計補正予算1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ758万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,856万円とするものです。

事項別明細書6、7ページをお開きください。

歳入、4款1項1目保険給付費等県交付金2節特別調整交付金の追加による27万円の増額補正です。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、次に説明いたします歳出予算補正によりまして、不足分の190万3,000円を増額補正するものです。

6款1項1目繰越金541万5,000円の増額は、29年度からの繰越金です。

8、9ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費27万円の増額補正は、国保連合会事業状況報告支援システム改修委託料です。

8款1項7目療養給付費等交付金償還金731万8,000円の増額補正は、平成29年度退職者医療療養給付費等交付金の過年度精算分の返還金です。

文教厚生委員会、全員賛成で可決です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第69号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第69号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第69号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 議案第70号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ245万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,845万4,000円とするもので、職員の人事異動に伴う不足する人件費関連の補正のみでございます。

事項別明細書6、7ページをお開きください。

歳入、4款1項1目一般会計繰入金は、一般会計から人件費分の事務費繰入金245万4,000円の増額補正をしております。

8、9ページをお開きください。

歳出、1款1項総務管理費では、人件費245万4,000円を増額補正しております。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第70号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第70号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第70号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第18. 請願

○議長（三角 良人） 日程第18、請願「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書」についてを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。10番、合屋伸好君。

○議員（10番 合屋 伸好） それでは、請願「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書」でございます。

請願者は美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会、運営委員長、山本泰蔵氏、提出先は資料のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官の6名になっています。

また、全国の36県議会において可決がなされているということで、福岡県におきましては、20議会でも可決はされているということになってはいますが、数が少ないようでございますが、まだ議案提案中であろうということでございますので、多数の賛同が得られるものと思っています。

内容は記載のとおりでございますが、特に、改憲4項目というのがございまして、これを御承知のとおりであろうと思いますので説明は省きますが、これが特に問題になっているというところでございます。

また、取り違えていただきたいところは、これは何かの議論を須恵町ですということではなく、国会での論議の喚起を求める、早急に議論を進めてくれということが請願の趣旨でございますので、お間違えのないようお願いし、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（三角 良人） 紹介議員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願に対して反対の討論をいたします。

国民は、9条改憲を望んではおられません。安倍首相は9月10日に行われた総裁選立会演説会後の共同記者会見で、秋の臨時国会で自民党改憲を提出する意向を示しました。しかし、総裁選で選ばれる総裁に期待する政策は何ですかの世論調査では、共同新聞のほうでは、社会保障26%、景気・雇用が23%の上位で、憲法改正は8%で最低であります。

また、秋の臨時国会での自民党改憲案の提出についても、反対49%（朝日・共同）、提出を急ぐべきではない49%（日経）で賛成。秋の臨時国会に提出すべきだという意見を上回りました。

演説会でも石破氏が、改憲の理解がないまま国民投票なんかかけちゃいけないと異論をかけたほどであります。

記載されている憲法に不備はありません。第二次世界大戦が日本国民320万人、アジア諸国民2,000万人の犠牲など、多大な惨禍をもたらせたことの反省に立ち、憲法9条は二度と戦争はしない、国際紛争解決に武力は行使しないということを宣言したものです。戦後73年、平和に暮らせたのも憲法9条のおかげです。

安倍政権は、歴代政権がアメリカの戦争に日本が協力することを禁止した集団的自衛権行使容認を閣議決定し、2016年、自衛隊の海外での武力行使に道を開く憲法違反の安保法制、戦争法を強行いたしました。

憲法99条は、国会議員など、憲法を尊重し擁護する義務があります。尊重・擁護・義務を踏みにじるもので、国民の怒りと不信・不安が広がっております。

憲法9条に自衛隊を明記するということは、安倍首相は何ら問題はないというふうに言われますが、安保法制が違憲とはいえなく……。

○議長（三角 良人） 児玉君。趣旨に反した討論をしようごたあけど。

○議員（1番 児玉 求） いえ。

○議長（三角 良人） いえじゃなくて、憲法論議の推進をしなさいって、憲法をどうするという話ではないでしょうが、これは。

○議員（1番 児玉 求） いえ。

○議長（三角 良人） 国民的議論の喚起を求めるということで、先ほど紹介議員も言ったように論議するものじゃないと今言っていたでしょう。

○議員（1番 児玉 求） だから、国会ですということはですね。

○議長（三角 良人） 国会にしなさいということを出す話だから。

○議員（1番 児玉 求） ですから、その内容を皆さんやっぱり御存じ……。

○議長（三角 良人） わかっていますから。言われたくない、あなたに。

○議員（1番 児玉 求） 途中ですから。

○議長（三角 良人） 途中じゃなくて、違うって。（「最初から違う」「趣旨が違う」の声あり）その辺でやめて。趣旨が違うから。

○議員（1番 児玉 求） まだちょっと。議長。

○議長（三角 良人） 違うって言いようが。（発言する声あり）

紹介議員から紹介のときあったでしょう。

○議員（1番 児玉 求） それは聞いておりますけど。

○議長（三角 良人） 聞いとるなら。

○議員（1番 児玉 求） この憲法論議の本質を私はお話して……。

○議長（三角 良人） みんな知っとるって。あなただけ知っとうわけでないでしょう、もう。憲法論議するものじゃないって紹介議員が紹介したでしょう。

○議員（1番 児玉 求） だから、私は本質のことを言っておるから。

○議長（三角 良人） 違うって。だから、これに対して、議案に対して、請願書に対してのどうのこうの、出すか出さんかの話です、これは。いいですか。

○議員（1番 児玉 求） ちょっと。

○議長（三角 良人） もう違います、趣旨が。

○議員（1番 児玉 求） まだちょっと。もう少し。

○議長（三角 良人） 違うって。違うって言いよるでしょうが。

反対討論になっていませんと思いますが、皆さんどうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 憲法論議を論じるんじゃないって、先ほど紹介議員が言ったでしょうが。

○議員（1番 児玉 求） ですから……。

○議長（三角 良人） ですからじゃないって言いよるでしょうが。ちょっと待ってください。

反対討論になっていませんから、却下します。白水君。

○議員（3番 白水 勝元） 反対討論いたします。

今回、請願者が美しい日本の憲法をつくる福岡県民の会ということになっておりますけども、この大元は日本会議から発せられています。日本会議というのは極右組織とも言われておりまして、日本国憲法を戦前の状況に戻そうとする人があると思われまして。

例えば、森・加計の籠池理事長、この日本会議のメンバーであります。瑞穂の国の云々とか、自分の経営する学園の生徒に教育勅語を丸暗記させて復唱させていました。これを見た安倍昭恵夫人はすばらしい教育と感想を漏らして、この学校の名誉校長になりました。安倍首相もこれを黙認し、これらを背景として籠池氏は国の関係部署にプレッシャーを与えて、大幅利益で土地を習得しています。

本来、憲法は権力者を縛るもの、独裁を許さぬようにするものですが、自民党の一部が作成した憲法改正草案を見ると、状況によって国民の言論の自由や基本的人権を縛るものとなっています。

当初、期限ありきではない与野党を含めた議論が大切などと安倍首相は発言していましたが、最近、次の国会で発議するなどと言い始めました。もちろん、時代の条件に応じて憲法を改正するのはやぶさかではありませんが、憲法9条に文言を追加するなどと小手先での改正を主張するような安倍首相の下での憲法論の推進に反対いたします。

以上です。

○議長（三角 良人） 賛成討論はありませんか。松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 今、憲法が制定されて70年経つわけでございますけども、今、反対討論もありましたけども、そういう話を議論する請願書でございますので、国会において、憲法に対する論議を求めるのに私は賛成させていただきます。

○議長（三角 良人） 反対討論ございませんか。——これにて討論を終結します。よって、本請願について採決に入ります。本請願を採択することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書については、採択とすることに決しました。

---

#### 日程第19. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり、所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営、タブレット活用検討会議及び議場内システムの改修について、総務建設産業委員会より工事施工状況について、以上、各委員会の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### 日程第20. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、事前に文書を配付いたしておりますとおり派遣するこ

とにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決しました。

○議員（1番 児玉 求） 議長、動議を提出します。

猪谷議員に私への議員辞職勧告決議案の提案理由をお尋ねします。

○議長（三角 良人） 修正動議だからだめです。案を備えて出さないかん。

○議員（1番 児玉 求） 動議の内容は私は何もわかっていないんですよ。だから、動議を言われた分を……。

○議長（三角 良人） 今回の動議は受けつけられないそうですから、文書にて提出して下さい。

---

○議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。会議を閉じます。平成30年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午後1時31分閉会

---

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 三角 良人

署名議員 2 番 世利 孝志

署名議員 6 番 田ノ上 真